

第 219 回長野県私立学校審議会議事録

- 【日 時】 令和 7 年 12 月 25 日（木） 13 時 30 分から 17 時 00 分まで
【場 所】 長野県庁西庁舎 111 号会議室
【出席者】 内川小百合会長、天田淑江委員、石澤裕治委員、小林資典委員、
西澤範子委員、松澤雅子委員、柳原哲夫委員、山岸建文委員
（オンライン出席）金山美和子委員、倉科正豊委員、戸枝智子委員、
百瀬真希委員

1 あいさつ

○直江県民文化部長

県民文化部長の直江崇でございます。本日は師走の大変お忙しい中、委員の皆様方におかれましては、私立学校審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から県行政の推進にご協力を賜りますとともに、私学振興のため格段のご尽力をいただいておりますことに改めて深く感謝を申し上げる次第です。

さて、私立学校審議会ですが、本県の学校教育の充実に大きく期待をされております私立学校の設置、廃止などの重要事項につきましてご審議をいただいているところで、今年度は第 2 回目の開催となります。

前回 10 月 30 日に開催しました第 218 回私立学校審議会では、長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございます。ご審議をいただきました 25 件の諮問案件のうち、本日再度諮問させていただく私立高等学校の設置を除きました 24 件については認可して差し支えない旨の答申をいただきました。その答申に基づきまして、県では 10 月 31 日付で私立中等教育学校の設置等の認可を行ったところでございます。

本日の審議会では、前回の審議で継続審査となりました私立高等学校の設置の一次審査について改めて諮問をさせていただきます。また、開校から 3 年間を経過するまでの私立学校等の状況についてご報告させていただきますほか、学校法人等の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準、そして私立高等学校教育振興費補助金配分基準の一部の改正案につきましてご意見を賜りたいと存じます。

委員の皆様方におかれましては、それぞれの立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞ本日はよろしく願いいたします。

○事務局（上條私学・高等教育振興幹兼課長補佐）

それでは、会議事項に入ります前に 3 点ほどお願いいたします。

まず 1 点目ですが、事前に本日の審議会資料及び認可申請書等の写しを配布させていた

だいております。個人情報や学校運営に関する資料が含まれておりますので、審議会終了後に回収をさせていただきます。なお、メモ等の書き込みをしていただくことは差し支えございません。

2点目ですが、発言をされる際は職員がマイクをお渡ししますので、マイクを使いご発言をください。

3点目、本日は、金山委員、倉科委員、戸枝委員、百瀬委員の4名がウェブでの参加となっておりますのでよろしくお願いいたします。

2 会議事項

○事務局（上條私学・高等教育振興幹兼課長補佐）

それでは、次第に沿いまして、3 会議事項に入ります。

本日の会議は、委員定数12名のところ全員の皆様の出席がされており、本審議会運営規則第4条の規定による過半数の要件を満たし、成立をしております。

それでは、これ以降の議事進行でございますが、運営規則では議長は会長があたることになっておりますので、内川会長、よろしくお願いいたします。

○議長（内川会長）

では、規定によりまして議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の会議事項は、お手元に配布されております会議次第のとおりでございます。なお、本日の議事録署名人ですが、金山委員と百瀬委員にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

関東第一佐久穂高等学校

○議長（内川会長）

それでは、会議事項（1）の諮問事項を議題といたします。

お手元に諮問事項という資料が配布されておりますが、今回、長野県知事から私立高等学校の設置について改めて諮問されております。委員各位におかれましては、当該事項の再審議をお願いいたします。

それでは、諮問事項の私立高等学校の設置の一次審査を議題といたします。

まず、事務局から概要を説明していただき、申請者が入室、説明していただくということになっております。その後、委員からの質疑の時間を設けますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（内山県民の学び支援課長）

それでは、前回からの引き続きになりますけれども、関東第一佐久穂高等学校につきまして改めてご説明を申し上げます。なお、こちらにつきましては、一次審査ということになりますので、設置の趣意、教育内容などの概要について審査をしていただき、承認いただいた場合には、来年度二次審査を行う予定となっております。

それでは、資料に沿ってご説明申し上げます。資料1をお願いいたします。学校の種別は高等学校で、1 設置の趣意については、前回の審議会において申請者から説明をいただきましたので、割愛させていただきます。

2 学校概要について、(2) 名称は関東第一佐久穂高等学校となります。また、課程は、通信制普通科単位制を設置するもので、(3) 教育区域は、長野県のほか、東京都、千葉県となる広域通信制高校でございます。(4) 位置は、南佐久郡佐久穂町となっております。この場所は、申請者が所有する林間学校があるところで、当該保養所を改修して活用するものとなっております。また、こちらはスクールバスを学校と佐久穂地域の間で運行し、生徒の通学手段を確保する予定です。(5) 開設時期は、令和9年4月1日を予定しております。(6) 設置者等について、設置者は「学校法人守屋育英学園」、校長予定者は畑中計政さんとなっております。

3 編制、施設・設備の(1) 収容定員については、450名となっております。(2) 教職員組織については、教職員17名を予定しております。教員5名のうち、数学と外国語(英語)の教員について、また、事務職員4名のうち職員3名については開校までに採用する予定です。(3) 教育課程につきましては、別紙1「3. 教育課程」のとおりとなります。校地については(4)に記載の表のとおりでございます。(5) 校舎等でございますが、先述のとおり、申請者が所有する林間学校の保養所を改修して活用する計画となっております。(6) 校具、教具、備品及び図書につきましては、机及び椅子の一部は関東第一高等学校より寄贈されるものを使用予定ですが、不足している校具、教具、備品及び図書につきましては、概ね令和9年度までに新たに購入し揃えていくとのことでございます。

4 教育区域、面接指導施設及び収容定員については表に記載のとおりです。東京都及び千葉県を教育区域に追加する必要性及び目的ですが、申請者が設置している全日制の関東第一高等学校からの受け入れ先となることを見込むこと、また、それぞれの地域について、不登校生徒の増加や通信制高校の需要増加といった事態を踏まえたものとなっております。また、設置する面接指導等実施施設の概要について、5ページに記載の面接指導施設のとおり長野県飯田市に飯田校、東京都江戸川区に江戸川校の2か所を予定しております。

6 開設費につきましては、校舎の改修費用、校具や教具、備品及び図書等の整備などを想定しており、こちらについては全額自己資金で賄う予定でございます。

7 授業料等をご覧のとおりですが、普通科の中で、通学等の形態により、通信制で週5日コース、それから通信制週3日コース、オンラインコースの3つのコースを設置する予定

です。このコースごとにサポート費用を納付いただく予定となっております。

7ページから9ページまでが収支計画です。また、9ページに記載の8(4)について、設立に必要な自己資金を初年度の経常経費から算定した必要額は記載のとおりで基準を満たしております。

なお、佐久穂町からの意見書等を伺っておりますが、これは別綴りとなっておりますので要約して申し上げますと、不登校生徒は11年連続で過去最多を更新する中で、通信制課程の高等学校を設置し、長野県内に新たな学習の選択肢と支援体制を整えようとする構想は極めて意義が深いものであると考えているということでございます。また、町としまして、このように新たな教育の選択肢を拡充するとともに、不登校や中途退学といった困難を抱える生徒たちの受け皿として機能する教育環境の整備が進むことを期待しているというご意見をいただいております。

続きまして、前回の審議会におきましてご要望のございました佐久穂町との協議結果についてご報告をさせていただきます。概ね先ほど申し上げた意見書のとおりとなっておりますが、今後、町の人口減少が予想される状況においても、不登校生徒が佐久穂町に限らず全国的に増加している状況や、スクールバスの運行により佐久管内の住民や移住者等の通学も可能であること、また、私立の大日向小学校・中学校において定員を上回る応募がある状況等を鑑みると、新設校においても定員を確保できる可能性はあると現段階では考えているということでございます。

また、学校の立地については、駅周辺の方が利便性は高いものと考えられるが、不登校生徒の心理とすると、自然の中でストレスが軽減され、穏やかに生きる力を育成できる等、森林の中での学習にもメリットがあると考えているそうです。

通学については、学校設置場所の近隣にも既存集落があるため冬季間の除雪を行っており、周辺では町立の佐久穂小学校及び中学校の児童生徒のためのスクールバスを運行していることから、スクールバス運行の支障は特段ないものと見解が示されております。

本件は前回の長野県私立学校審議会からの継続審査案件となります。前回の審議会でもいただいた委員意見である長野県に新たに広域通信制高校を設置する合理的な理由、学校の設置場所が教育活動を行う上で適切な立地となっているか、学校運営に伴う具体的な計画等について、この後、申請者より改めて直接説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

○議長（内川会長）

続いて、申請者から前回審議会における委員からの意見に対する回答について説明をいただきます。

○事務局（上條私学・高等教育振興幹兼課長補佐）

説明の前にお諮りいたします。申請者の説明に関する取り扱いでは、説明者は団体にあつては原則団体の代表者とするようになっておりますが、この度、学校法人守屋育英学園から、前回審議会における委員意見への回答について正確に説明を行いたいため、説明者を校長予定者としてほしい旨の申し出がありました。これを許可してよろしいでしょうか。

○議長（内川会長）

それでは、ただ今の事務局からの説明について了解してよろしいでしょうか。

○委員

異議なし

○議長（内川会長）

それではご異議ありませんでしたので、申請者の申し出を許可いたします。
では、説明者の入室をお願いいたします。

（学校法人守屋育英学園 入室）

○事務局（上條私学・高等教育振興幹兼課長補佐）

事務局から説明者の方にお願ひいたします。事前にご連絡したとおり、説明時間は15分以内でお願いします。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

本日も年末のお忙しい中にお集まりいただき、貴重なお時間を賜りましてありがとうございます。本日も説明させていただきます、畑中と申します。

10月30日に開催された長野県私立学校審議会の皆様からいただいたご意見に対し、以下のとおり回答いたします。

1つ目、関東圏、主に東京都に生徒需要が見込めるのであれば、東京都に認可申請を行い、学校を申請すべきではないかというご質問に対する回答です。

長野県の「通信制高等学校通信教育連携協力施設の設置認可に係る審査基準」第1の2（7）には、「通信教育連携協力施設の定員は、実施校の収容定員の範囲内とし、その定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すこと」と定められています。

本学が通信教育連携協力施設として東京都江戸川区に設置する江戸川校は、定員を380名としておりますが、実施校の収容定員は450名であり、実施校の収容定員の範囲内となっております。また、定員が適切であることは、別紙で提出いたしました根拠資料、資料1のとおりかと思ひます。

今回、全体像としまして色々なご指摘をいただき、我々としても冬の佐久穂町の気候ですとか、調べさせていただきました。改めて、やはり本校としては、第2の故郷と申し上げました佐久穂町に本校を置かせていただく形で、こちらの申請を是非お認めいただきたいという立場でございます。

続いて、2つ目のご意見です。江戸川校の施設が利用できるとすれば、東京都にとって必要な教育施設であれば認可される可能性があるのではないかということでした。

本学の回答です。本学が設置する関東第一高等学校は、本年、創立100周年を迎えました。本学が通信制高校の設置申請を検討するにあたり、佐久穂町、佐久市、飯田市、下伊那郡の中学校の管理職を含む教員の方々からヒアリング調査を行いました。また、佐久穂町長ですとか江戸川区の教育長からもご意見をいただきました。

その結果、それぞれの地域には、それぞれのご事情、既存の通信制高校では対応できていない不登校生徒の存在が明らかになり、その地域の課題に応えることのできる学校を、佐久穂町、飯田市、東京都江戸川区の3か所に開校する設置案をまとめました。また、この構想に対し、佐久穂町長から町としての大きなご期待も表明いただき、江戸川区の教育長からも、賛辞とともに江戸川区所有の旧小学校施設の貸与の打診をいただきました。

この江戸川区の借用施設が利用できるのであれば、これを本校実施校として東京都に申請すべきではとのご意見ですが、あくまで貸与であります上、江戸川区の借用施設は築50年を超えており、耐震工事がなされているとはいえ、今後数十年で使用できなくなります。その際は本学の自前で施設と土地を求めることとなります。東京都江戸川区に借用施設と同じ規模の施設と土地を求めれば、現在の費用でも●●●は下らないと考えます。学校を設立したからには、100年以上の運営継続を行うことが地域の皆様への責任であり、このような莫大な資金支出を後世の本学経営陣に求めることは決断できません。このような理由から、本学所有の土地と施設譲渡された運動場のある佐久穂町に本校を開校し、飯田市と東京都江戸川区には面接指導等実施施設を設置し、低廉な学費で地域の要望に応えられる学校設置構想としております。

続きまして、3つ目のご意見です。新設校の設置により、長野県の生徒に対し、どのような特色ある教育を施していくのが明確となっていないというご意見でした。

本学の回答を申し上げます。東京都や千葉県だけでなく、長野県でも不登校の児童、生徒が増加している中、通信制高校進学者は年々増加しており、多様な進路を目指したり、深刻な問題を抱えたりして、毎日フルタイムで通学することが難しい生徒を受け入れて支援する通信制高校に、多くの社会的な役割が求められています。

佐久穂町、佐久市の中学校の管理職を含む教員の方々からのご意見を紹介します。「既存の通信制高校では学習が十分できていない不登校の生徒にとって、高等学校の勉強に追いつくのは難しい」、「学び直しができる通信制高校があってほしい」、「私学の通信制高校は面倒見が良いが、学習塾等のサポート費用が別途必要となる場合が多く、通信制高校の授業と合わせると保護者の負担は高額となる」、「サポートが充実していて学費が安い通信制高校

があってほしい」、「通学時間が比較的遅く設定されている通信制高校は、親による送迎が難しくなる場合もあり、学校送迎があれば生徒の選択肢となりうる」。

また、佐久穂町とその近隣の不登校児童と生徒 18 名が通う中間教室の先生からも次のご意見をいただいております。「スクールバスの運行は、この地域の生徒にとって本当にありがたい」、「新設校は、この地域の不登校生徒の選択肢となります」、「学費が安いと感じる保護者からは理解が得られると思う」、「不登校生徒は集団の中で過ごすことに抵抗を感じる。新設校のように定員が少ない学校であれば、登校の際の生徒の不安は和らぐはず」、「不登校生徒にとっては良い教育環境であると思う」。

続いて、飯田市、下伊那郡の中学校の管理職を含む教員の皆様からのご意見をご紹介します。「この地域は、女子生徒の通信制高校の選択肢はあるが、男子生徒の通信制高校の選択肢が少ないことが長年の課題である」、「不登校生徒を受け入れる全日制高校に限られており、その 1 つである阿南高校は飯田市からの交通の便が良くはないため、飯田市の不登校生徒は進学しにくい」、「学習塾がサポート校となっている通信制高校の学費がやはり高い」、「学校専任の教員による指導が受けられる通信制高校を設置してほしい」、「JR 飯田線に出られない地域では通学手段の確保が難しい。スクールバスがあれば通学できる」。

また、佐久穂町の佐々木町長から今回の計画に対し、町としては、通信制課程という新たな教育の選択肢を拡充するとともに、不登校、中途退学といった困難を抱える生徒たちの受け皿として機能する教育環境の整備が進むことを期待していますとの温かいご意見をいただいております。

以上のように、佐久穂町、佐久市と飯田市、下伊那郡には、通信制を含む既存の高校への進学になじまない生徒がいます。それらの生徒が誰 1 人取り残されないような教育への高いニーズがあります。このことについて、本校を置く佐久穂町からも、通信制高等学校設置へ大きな期待を寄せていただいております。

関東第一佐久穂高等学校は、中学校の学習の学び直しの機会を提供し、低廉な学費を実現します。また、通学困難生徒にはスクールバス送迎を用意しております。加えて、全ての生徒が自分らしく生きる力を育むための学びの場を提供すべく、手厚い不登校生徒支援、前回も支援委員会のお話をさせていただきましたが、それに加え、探究活動や交流会も準備しております。ICTを活用した先進的な教育活動を導入し、自己肯定感及び自己有用感の養成、人間関係力の回復、地元社会に貢献する力を養成し、生徒が社会への第 1 歩を踏み出せることを教育方針に据え、既存の通信制高校に入学できずにいる長野県の生徒と保護者の皆様に貢献いたします。

4 つ目は、東京都への意向確認で回答のあった危惧されている事項について、明確に答えられていないというご意見です。

本学の回答です。東京都が危惧されている事項について、以下のとおりご説明いたします。東京都における他の道府県の面接指導等実施施設を含めた通信教育連携協力施設は、JR 山手線近辺の東京都の中心地に集中しています。そのため、都全体では過剰かもしれませんが、

地元江戸川区においてはどうか、という点で申し上げます。

東京の最も東に位置し、人口が69万人を超える江戸川区において、面接指導が受け入れられる通信制高校は、青森山田高等学校東京校のわずか1校のみとなっています。さらに、同校は、江戸川区南部の東京メトロ東西線沿いに位置し、JR 総武線沿いの江戸川区の北部及び都営地下鉄新宿線沿いの江戸川区中部には、面接指導をすべて受けられる通信制高校がございません。関東第一佐久穂高等学校江戸川校は、JR 総武線沿いの江戸川区北部に設置を予定しており、江戸川区北部及び中部の不登校中学生や他高校の退学生徒から、自宅から通いやすい通信制高校の選択肢として待望されております。

本学園が、東京都江戸川区に設置する関東第一高等学校では、毎年●●●人前後の生徒が全日制高校の欠席日数要件により通学を継続できず、転退学をしております。そのうち●●●以上の生徒が通信制高校に転学していますが、その生徒と保護者の多くが関東第一高等学校での継続通学を望んでおります。

関東第一佐久穂高等学校江戸川校は、その受け入れ校としての役割と、約376名が想定されます江戸川区の不登校中学3年生及び毎年100名を超えると想定される江戸川区内の都立高校と私立高校の転学者の受け入れ校の役割を果たしたいと考えております。

江戸川区教育長からの推薦の下、江戸川区から区内の教育施設の貸与提供を受け、佐久穂町の本校施設を活用の上で、低廉な学費設定を可能にし、江戸川区の不登校中学生や他高校の退学生徒にとって通学時間がかからない通信制高校として、江戸川区民や近隣住民に高校教育を提供したいと考えております。

関東第一佐久穂高等学校江戸川校は、通信制高校が少ない江戸川区において、既存の通信制高等学校との不当な競合を生むことはなく、むしろ、徒歩や自転車で通学が可能となる安定的な教育環境の形成に寄与し、江戸川区と近隣住民に期待される役割を十分に果たすことができると考えます。

よって、関東第一佐久穂高等学校江戸川校は、東京都の認可基準第11で準用するとして、いる東京都私立高等学校等設置認可基準第2条「既設の高等学校等と不当に競合することなく、その役割を十分に果たすことが期待されるものでなければならない」という条件を満たしております。

続いてのご意見は、学校の設置場所について、教育活動を行う上で適切な立地となっているか再検討することということでした。こちらのやり取りもよく覚えていますが、通学の利便性や冬期の気候条件と生徒の教育環境を第一に考えた上で本校の設置場所を検討すべきではないかとのことでした。

本学の回答です。佐久穂町は、主要道路、生活道路について、地元業者と地元の特定の地元住民に対して道路除雪作業の委託を行っております。佐久穂町本校に通じる道路は佐久穂町による除雪対象の道路であり、佐久穂町から委託された地元の農業従事者の方が担当し、積雪の際は業者よりも早急に除雪が行われることを佐久穂町役場総務課の方に確認が取れております。資料4でございますが、佐久穂町本校付近の松井区には20世帯ほどの住

民が暮らしていらっしゃる。住民の小学生は、この道路を佐久穂町小学校のスクールバスに乗って毎日通学しています。住民は、除雪された道路を使い、日常生活に影響なく過ごすことができていることも、佐久穂町役場総務課に確認しております。

また、佐久穂町本校には本学の管理人が常駐し、職員が佐久市から毎日自家用車で通勤しておりますが、積雪のために出勤できなかったことはございません。資料5にあるとおり佐久穂町本校に通じる道路は街灯も整備され、大型観光バスが通過できる車幅が確保されているため、自家用車、スクールバスの運行に問題はございません。以上のとおり、佐久穂町本校は設置基準を満たしております。

続いてです。審議会のご意見は、本校を通年開校するとなれば、校舎の防寒設備、通学道路の整備等が必要と思われるが、所要の投資が見込まれていない、とのことでした。

本学園の回答です。佐久穂本校施設は標高1,111mに位置しますが、近年の気象変化により、夏季は夜間でも気温の低下が見られず、冷房暖房器具の設置を進めてまいりました。冷暖房器具は既に設置済みであり、年間を通じ、施設内での教育環境は現時点で保たれております。

また、近隣住民の児童は、佐久穂町が運行するスクールバスで通年この道を利用して佐久穂小学校に通っております。従って、通学道路の整備の必要はありません。

続いての審議会からのご意見です。本校で通年宿泊型のスクーリングを行うとすれば、宿泊給食等の機能が必要だが、計画が不明確である、とのことでした。

本学の回答です。本校で宿泊型のスクーリングの実施計画はございません。関東第一佐久穂高等学校が計画しておりますのは、佐久穂町または佐久市での探究活動交流会であり、スクーリングではありません。スクーリングは佐久穂本校と飯田校、江戸川校で全て実施されます。また、探究活動交流会の際は、JR佐久平駅付近のホテルの利用を計画しております。

次に審議会のご意見として、飯田市に設置する面接指導等実施施設について、JRの利用以外に、地理的に通学が困難ではないかということでしたが、飯田市内の生徒については、面接指導等実施施設の飯田校から徒歩3分のJR飯田駅に乗り入れるバス路線が市内全域に張り巡らされておりますので、JRよりも利便性が高いと考えております。スクールバス利用が考えられる主な地域は、飯田駅の南、下伊那郡になります。阿智村、下條村、喬木村の皆様にはバスのネットワークを提供できればと考えております。

説明の途中ですが、規定されていた時間となってしまったので、説明はここまでとしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（内川会長）

それでは、ただ今の申請者からの説明について、委員の皆様、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

では、小林委員からお願いします。

○小林委員

2点お聞きします。

書面でも回答していただいておりますので、その上でのお尋ねですけれども、東京都の意見に対して今回こういう形でお答えをいただきました。その地域にあっては、地元の区長を始め歓迎される施設であるということをもって適切な生徒数を確保できるだろうとのことです。実際に東京都では十分な定員が既に確保されているということで、これだけの規模の学校ができるとすれば、他校に与える影響等を踏まえた上で今回のような「支障がある」との判断をされていると思います。

自分の学校にはこれだけの生徒が確保できる、また、安価な授業料等でサービスが提供できるということを説明では仰っておりますけれど、それは、分校をこちらに設けることによって固定資産に対する投資が将来的にも軽くなり、それによって、ランニングコストを安価に維持できることで、東京都に必要なハードを持つ他の学校と著しく異なるベースで競合出来てしまうということが一方では言えるのだと思います。

生徒や保護者の立場からすれば、安価な授業料というのは確かに魅力ではあります。しかし、よって立つところが将来の固定資産に対する投資的経費を抑えられるから生徒が確保できるのだとすれば、この手のことが他の学校の設立に対して与える影響というのは、非常に大きな観点だと思います。

そのような点について、御校は東京都の意見に対して今回の答え方を含めどのように考えておられるのかまずは伺いたいです。他の学校のこと是一切構わないのか、東京都の最東部にある施設が青森山田高等学校と御校だけだからという点で、東京都の心配する懸念に対して答えようとしていることは、東京都の方針に対して少し理解が足りないのではとも正直思ってしまうのですが、その点の見解をお示しいただきたいということが1点目の質問となります。

2点目は、本校の施設というものについてどのように考えられているのかという点です。いわゆる、ここでは青森山田高等学校だけがしっかりとサービスが提供できる近隣の施設だと仰っている以上、同様の本校としての機能が備わっていることが前提にあって申請されているものと思いますが、江戸川区に設置される学校はあくまでも面接指導等実施施設で、本校は長野県内にあるものだとするならば、備えるべき本校の機能とは一体どのようなものなのかという考え方をお尋ねしたいです。

例えば、職員室を設けて、職員の皆さんが日々生徒の状況を踏まえて有機的に学校を動かしていく姿が教育現場の動かし方だと思いますし、それがまた本校が有する機能の重要な点でもあると思っております。ですから、ある程度の職員がそこに常駐していて、顔の見えるところで生徒の様子を見ながら建学の精神に則って様々な手段を講じていくのが、日々の教育活動だと思っております。この場合に、それが実施可能なフィールドは、生徒の数からして江戸川校にならざるを得ないと思われま。

そうした点を考えると、本校機能の置くべき位置というのはまさに江戸川校ではなかる

うかと思ってしまう次第ですが、本校の考え方、本校の機能たるものの位置付け、佐久穂本校と江戸川校の2か所に本校の機能を置こうとしているのか、それともそうじゃないのか、そこについてもお尋ねしたいです。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

まず1点目でございますけれども、東京での他校への影響というものをどのように考えているのかというご質問だと受け取りました。

先ほどご説明申し上げたとおり、東京都は他の道府県からの面接指導等実施施設がかなりの数で設置されております。東京都が認可しております都立の通信制高校は3校、私立の通信制高校は8校しかございません。その他の施設は、他道府県の面接指導等実施施設、通信教育連携校施設が設置されております。それが過剰であると東京都は考えており、確かに数字で見るとそのとおりにかと思いますが、先ほども申し上げましたとおり、東京を包括的に見た場合の数値あるいは状況で、東京は山手付近、その中心部の西寄りにこういった施設は偏っております。それから、東京の山手線よりもさらに西部、例えば八王子市とか立川市にそういった施設が整っております。

私どもの学校がございまして東京の江戸川区最東部は、先ほど申しましたようにこういった施設が十分ではございません。そういうところに暮らしている生徒、それから保護者におきましては、通信制高校を選ぶとなると、都心までかなり時間をかけて電車で行かなくてはなりません。もしくは、面接指導を受けるために他道府県に行かなくてはなりません。

こういった不便な状況が生じていることを踏まえ、我々としましては、この偏った状況の中で、地域の住民が望んでいるこの東部の方にもしっかりと通信制施設を作ることと考えております。これは、住民の方々の大きな利益になると思っておりますし、ひいては東京都行政の益にも繋がると思っておりますので、他の学校というよりは、やはり生徒、保護者の方々の利便性や教育環境を整備することが重要だと考えております。

それから2つ目でございますけれども、これは佐久穂町の施設が本校でございまして。何故かと言えば、本学園の所有地だからです。

2,000㎡近くの所有地を持っているところに、佐久穂町から9,000㎡の運動場をいただきました。この恵まれた施設の中で、ここを本校として募集をしていきたいと思っております。

それから、この佐久穂町の本校は定員を少なくしております。これは、こちらの東信地区には多くの通信制高校が整備されており、生徒に他校の選択肢があるところでございます。しかし、資料により説明させていただきましたが、既存の通信制高校では対応しきれていない状況が浮かび上がってまいりました。そのため、定員を10名としておりますけれども、10名であっても、ここを本校として、そして少ない生徒数であっても丁寧に対応し、学校全体の中心として展開してまいりたいと考えております。

現在の関東第一高校の様子を見ていますと、保護者目線で行くと関東第一高校を出て、他の通信制高校を探すとった子どもがいた時に、渋谷にある学校に行くといった場合、親が

心配したりします。都心部で若者が絡んでしまう犯罪であったりとか、親の目が届かないところに離れていってしまうというのは、やはり心配なので、学校が近くにあればいいのにと保護者の方が仰っているのをよく耳にします。現状ですと、選ぶのは錦糸町とか秋葉原とか電車でハブとなっている市街地の学校に行かれることが多いです。

我々としては目の届くところで高校卒業まで、そして学校は変わるかもしれませんが、私たちの手で卒業証書を渡して、社会へ送り出していければという思いがあります。

○議長（内川会長）

山岸委員、お願いいたします。

○山岸委員

まず提出いただいた資料 1 をご覧いただければと思いますが、最初に生徒数の試算において入学率●●●と出しておりますけれども、使っている値は関東第一高校の実績数値を使用していると、そういう理解でよろしいですか。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

出願率が●●●、入学率が●●●というのは関東第一高等学校での数字となっております。

○山岸委員

少し確認をさせていただきたいのですが、令和 9 年度と令和 10 年度、令和 11 年度に何人の生徒が入るのかという見込みをさせていただいておりますが、令和 9 年度と令和 10 年度は●●●で、令和 11 年度になると●●●と示されているこの数値は、生徒の獲得率という理解でよろしいですか。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

その理解でよろしいと思います。

○山岸委員

もう 1 点確認をさせてもらいたいのですが、この入学者の算定式なのですが、対象となる生徒●●●名にいわゆる入学率と獲得率を掛けてその定員見込を割り出すということよろしいですか。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

はい、そのように算定しております。

○山岸委員

私の手元に資料がございまして、本県における令和5年度中学校卒業生1万8,444人に対して通信制高校への入学者は859人です。そうすると、いわゆる入学率が4.6%ということになります。それから、令和6年度になりますと、1万8,116人の卒業生に対して通信制入学者は1,042人。計算しますと約5.7%です。この両方の数値の間を取ったとして、5.5%ほどの通信制高校への入学率があると考えられます。

そこに、先ほど確認させていただいた獲得率、これが●●●と出されていますので、対象生徒数●●●名×入学率●●●×獲得率が●●●、これを計算すると令和9年度の入学見込者数は●●●人、約●●●人となります。同じように令和10年度と令和11年度を計算すると令和9年度と同様に入学生徒見込数は小数点以下となり、このように計算式の上では、令和9年、10年、11年で生徒数が1を満たさない状況となっています。学校の健全経営を行う場合に、やはり生徒の確かな入学人数が必要になってくると思います。その点が満たされていないのではという懸念点に対してご説明いただければというのが1点目です。

それからもう1点は、前回審議会での質問と重複してきますが、今回のこの資料の中で、町からの聞き取り等を合わせて、冬季間の除雪、街灯の配置状況が出されております。しかし、1番問題だと思うのは、申請者が実際にこの冬を越していないことかと思えます。私としては、ぜひ今年の冬、実際にどうであったのかを写真等できちんと示していただいて、問題ないという状況を明確にご提示いただくことが、大切でないかと思えます。やはり生徒の安全確保というのは学校設置における第1条件になりますので、ここで説明いただいたように色々考えておられるのは理解しましたけれども、そのような具体的な資料をご提示いただくことはできないかというのが2点目の質問です。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

まず1点目のご指摘ですけれども、想定の数値が小さくなるのではないかというお話ですが、山岸委員が算出されたものと本校が算出したものは条件が違っておりますので、数値は異なると思います。

山岸委員は●●●名に●●●を掛けておられましたけれども、●●●名は対象人数でありますので、私どもが計算しているものとは異なるかと思えます。

それから2番目の佐久穂町での本校施設の冬の状況ということでございまして、佐久穂町総務課からも色々資料を提出していただきましたので、これで十分説明はなされていると考えております。

○山岸委員

申請者の立場とすればそうお答えされる気持ちも分かりますが、私ども私立学校審議会委員としては、そこに生徒が通う安全性がきちんと担保されているというのは第一に考え

なくてはいけないことなので、懸念点とされる冬季の状況というものを具体的にお示しいただきたいとお願いした訳であります。

それから、先ほど計算式が違っていると仰いましたけれど、●●●名というのは申請者側で提示していただいた対象者数であるかと思えます。佐久穂町、佐久市の募集対象生徒数が●●●名ですので、この●●●名を使うことはいけないのですかね。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

この●●●名という募集対象数は、不登校であろう人数です。ですので、全体数ではございませんので、山岸委員が先ほど計算された令和 5 年度●●●、令和 6 年度●●●というのは通信制高校全体への進学率となりますから、試算結果は異なると思えます。

○山岸委員

そうしますと、最も少ない人数で●●●人と出したのは、先ほどの計算式からということになる訳ですよ。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

佐久穂町の本校での令和 9 年度の見込み人数は●●●人と想定しております。これは、佐久穂町それから佐久市の中学 3 年生の人数から、長野県の中学 3 年生の不登校率を乗じまして、おそらく●●●名ぐらいは不登校生がいるのではないかと試算しています。それが本校の佐久穂町の募集対象の人数ではないかという想定の上で、本校の募集活動の入学率●●●をそこにかけておりますので、母数が山岸委員のものとは少し違っていると思えます。

また、先ほど説明したバスの件もあり、生徒の安全面が第 1 というのは、我々にとっても譲れないところなのですけれども、今回の 12 月審議会で、この冬を越さないと具体的な結果が提示できないのではという主張は、無理な要求のように思われます。我々も審議会でご指摘いただいてから丁寧に調べて、地元の方からは 1 年間通じて問題なく動いているというエビデンスをいただいておりますので、事前にも文書でのご質問にもこの件についてはなかったものですから、この資料以上のものをこれから準備するとなると、本当に冬を越さなければいけなくなってしまうため、お借りしている飯田のテナントですとか、お待たせしている生徒ですとか、保護者の方にまた時間を要してしまうことになります。問題が無いのであれば大丈夫だと認めていただかないと、我々も足踏みが続いてしまいます。我々としては安全性の確保については明確にクリアできていると考えています。冬季の状況についてですが、佐久穂町でも、小中学校のスクールバスをずっとこれまで運行してきたと聞いております。何ら問題なく運行できておりますし、それから、学校へ続く道は、非常に重要な道路、つまりスクールバスが通行する道路なので、整備を怠ることのないようにいつも気を付けていると佐久穂町役場の総務課から伺っております。

○議長（内川会長）

石澤委員、お願いいたします。

○石澤委員

色々調査をされて、独自の観点で資料を作成されている点については敬意を表したいと思いますが、ちょっと前回審議会での聞き忘れという観点で質問よろしいですか。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

今回は、前回の審議会に出されたご意見に対して回答を申し上げるよう説明を受けており、私どもはその点に対して準備しておりましたので、新たな観点について回答できるかは分かりません。

○石澤委員

回答できるかどうか別として、少し伺わせていただければと思います。

関東第一高等学校において様々な理由で退学をする生徒がいるとのことで、生徒、保護者ともに関東第一高等学校での環境でその学びを続けたいという声が強いので、学校としても、通信制高校の検討をされたと理解しているのですが、その点はよろしいですか。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

関東第一高等学校を退学していく生徒には、関東第一高等学校に残りたいという思いを抱いている生徒が多くおりますので、そういう声に応えられるような学校を作りたいという気持ちもございます。

○石澤委員

それで、今回ポイントになっている八千穂山荘なのですが、それを将来的に通信制の学校設置のために取得したとはとても思えません。今回たまたま巡り合わせで学校設置の対象となったと理解しているのですが、もし仮にこの施設を御校でお持ちでなかった場合に、今回のこの申請についてはどのように対応されようとお考えになったのか聞かせていただきたく思います。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

長野県の佐久穂町に本校の施設がなければ、長野県での開校は想定できないことになると思いますので、検討の余地はなかったかと思えます。

○石澤委員

もう1点、江戸川校は今現在、東京シューレ江戸川小学校ということですよ。このシューレ江戸川小学校、それから、その子どもたちが進学先で多く行っている葛飾中学校というのも東京シューレの学校ですよ。だとすると、東京シューレという学校と今の御校の関係がどういったもので、今回このように手を携えてという形になったのか、もしよろしければ背景を教えてくださいませんか。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

東京シューレとは特に深い関係はございません。私どもが説明させていただきましたように、佐久穂町での通信制高校の開校を江戸川区に相談した際に、江戸川区の困っている中学校の不登校生徒や、関東第一高校を退学する生徒、こういった生徒たちを指導できるような施設があるかということで伺いましたところ、江戸川区が今所有している施設で東京シューレに貸している施設が、東京シューレが令和8年度3月をもって転居するため、そこを1つの候補として考えてみたらどうでしょうかという言葉をいただいたため、東京シューレにもご挨拶に上がった次第です。特に以前から東京シューレと関係があった訳ではございません。

東京シューレ葛飾中学校は、学びの多様化学校を掲げているため、1度見学に行ったことがあります。登校時間も生活リズムによって決めていたり、自宅からオンラインによる学びを止めない取組、あとは、時間割を子どもたちが選べるなど、中学生の主体性を重んじている学校でした。色々とヒアリングし、施設見学も行ったので、個人的には親しみがあります。養護学校の小学部で勤務していた立場から見ても、養護学校の子が進学すれば楽しい3年間を送れると思う素敵な学校でした。

1点目のお話ですが、仮のお話に対してどのように受け取られるかわかりませんが、62年の長きにわたって林間学校を開催している施設であるため、もしその施設が無いならば、関東第一高等学校100年の歴史の大事な一部が欠落することになります。それほど長きにわたって長野県とご縁がある施設だと思っています。だからこそ、ここでの開校を考えており、たまたま施設があったからというだけではなく、多様な学びのトピックが期待でき、今まで夏休みの1イベントでの使用でしたが、改めて拠点として構えることで新たな教育の種を形成することができると思います。色々な困難を抱えた生徒がいるかもしれませんが、一緒に乗り越えていけるのではないかと考えております。そのため、もしなかったらという想定はできないぐらいご縁がある場所です。

○石澤委員

前回も申し上げたのですが、大変失礼な言い方になってしまいますけれども、近年、長野県を本校として開校した広域通信制高校があり、その後の調査で、ほぼ長野県の校舎が機能していなかったという実態があります。これから少子化にもなる中で、今回の計画は、やは

り圧倒的に東京を意識した学校作りのためにこの八千穂山荘が使われることになっていると思います。

もちろん、先のことは誰にも分からない訳ですが、開校数年後に八千穂の方はほぼ機能しておらず、ただ開校のためだけに上手く使われてしまったということは勘弁していただきたいと思います。過去の認可で苦い思いをしているケースがありますので、そういうことも我々は想定しない訳にはいかないため、あえて申し上げます。先ほどの「もし、山荘がなかったら」という想定もそのような懸念と関連しています。

それから、東京シューレ葛飾中学校についてホームページを見ると、卒業後の進学先を見ても「高校は自分にあったところに進学しています」と書いてあります。そうすると、何か進学先のことに関東第一高等学校に何か相談があり、今回の計画になったのかなとも思え、その辺りは少々邪推ですが、そんな不安もあってお聞きした次第です。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

ご心配に関してはごもっともで、審議会では1つ1つ考えないといけないと思います。私どもも施設が長年あったとはいえ、警戒されて然るべき状況が起こっていることは理解しております。どこの都道府県においても設置認可が厳しくなっており、その原因が不適切な運営実態の学校があるためと聞いております。しかし、我々としては誠心誠意、生徒1人1人大事にして、「第2の故郷」と説明をしましたので、その点で恥をかく訳にはいかないと考えています。責任もって生徒をお預かりし、卒業まで、そしてその先の社会まで続けていけるように育成していく所存です。そこは、我々も頑張りますし、信じていただくしかありません。

東京シューレ葛飾中学校からは「うちの生徒も、進学できたらいいのだけれど」といった話がありますが、私が知る範囲では将来の約束は全くありません。やはり暮らしのリズムの相違で、全日制高校への進学ハードルが高くなっているというのが、東京シューレ葛飾中学校へ訪問した際に課題だと聞きました。「自分に合った高校」として、多くの生徒は通信制等に進学していたと思いますが、まだまだ学校間で手を携えるところまでは至っておりません。

また、将来的に本校が無くなってしまわないかという懸念ですが、佐久穂校の人数は少ないですが、ここを本校として、地域の既存校と競合しない形でやっていけたらと思っております。

それから、長野県教育委員会から令和5年1月に資料「高校改革～夢に挑戦する学び～再編・整備計画【三次】」の中で、佐久地域の協議会から意見提案が出されております。そこには、定時制、通信制高校は、学び直しや学びに困難を抱える子どもと多様な生徒に対応する学びを進めることが求められるとあり、この点はこの地域の中学校の先生方からお聞きした学び直しの学校が必要であること、学費等あるいは通学の面で困難を抱えている生徒がいるという声と、全く一致をしております。この地域の要望にも、微力ながら佐久穂校

が貢献できると考えております。

また、同再編・整備計画の中に、南信州地域の高校の将来像を考える協議会からも意見が出されており、今後、より柔軟な学びの場として、通信制課程の拡充について検討が必要であると要望が出されております。これは明らかに南信州地区に通信制高校が不足していると、地域から挙げられた意見であります。この意見に対しても、飯田に面接指導等実施施設を設置できれば、微力ながら貢献できると思います。是非認可いただけるよう、よろしくお願いいたします。

○議長（内川会長）

では、西澤委員お願いいたします。

○西澤委員

前回の審議会における貴校からの回答の中で、収支についてさらに 4 点ほど深掘りさせていただきます。

まず 1 点目、令和 9～11 年度の収支計画です。収入は生徒数が増えるので、収入も増えるという内容になっていますが、人件費と教育研究費の部分で、特に教育研究費のいわゆる変動費の部分について、生徒が増えればもちろん費用は増えるものと思いますが、光熱水費、車両燃料費、通信運搬費などは、令和 9 年から全く変動していないことが気になります。この部分について、どう考えられているのかお聞きしたいです。

2 点目ですが、昨今物価の値上げが激しく、燃料費もすごく上がっておりますが、収支計画には物価の高騰が考慮されてないように見えます。この部分についても、どう考えられているのかお聞きしたいです。

3 点目は、前回も意見として出ていると思いますが人件費です。据え置きになっておりますが、黒字になれば検討したいという回答だったと思います。しかし、この物価上昇が激しい中で、給料が固定、据え置きにされることは、実質的な賃金の値下げとなると思います。やはり物価が上がっているのに、物価に伴い人件費も上げていくべきではないかなと思っておりますが、貴校の考えを教えてください。

4 点目は、旅費、交通費です。年間で●●●計上されています。これはおそらく校長先生や事務局長が 3 拠点を巡回するので、それに伴う費用かと思いますが、この部分の金額は実質的な試算に基づいて計上されているのかをお聞きしたいです。例えば、資料 8 の教職員配置計画表で、校長先生が佐久穂と飯田にいる年間日数を数えると 137 日あります。その場合、どこで、どのような生活されるのかわかりませんが、1 泊 1 万円のホテルに宿泊となると、それだけで年間 137 万円になります。その他にも移動費や必要な経費があると思います。他の教員も巡回すると思いますが、それを加味して●●●という数字が出ているのかをお聞きしたいです。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

1点目のご質問は、令和9年度、10年度、11年度の光熱水費、車両燃料費、通信運搬費等が増えてないという点でしょうか。

○西澤委員

そうですね。消耗品費は令和9年度は●●●、令和10年度は●●●、令和11年度は●●●と、変動が見られますが、他の光熱水費、車両燃料費、通信運搬費についてはずっと据え置きになっています。全部同じ金額になっていますね。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

1点目につきましては、3年間生徒数が増えていく見込みですが、生徒数に関わらず教職員が現地で滞在する日数は変わりませんので、光熱水費のところは同じになります。それから車両についても、1人乗っても3人乗っても燃費はそう変わらないと思いますので同じになります。生徒数に関わらず、施設の運営費はそう大きく変わらないと見込んでおりますので、このようになります。

2点目の物価の上昇については、確かにそのとおりにかと思えます。しかし、この先どのように物価が変動するかはわかりませんので、収支予算には反映しておりません。

3点目の教員の報酬についてですが、定期昇給はこれから就業規則、給与規定等を設けますので、それに沿って安定的に昇給ができるようにしていきたいと考えております。

4点目の旅費、交通費ですが、本校の方は施設に宿泊することもできます。それから、飯田の方もホテルに宿泊することもできますし、先々マンション等を間借りして宿泊するという事も検討しなくてはならないかと思えますので、当初考えられる費用として挙げています。

○西澤委員

最初にお聞きした変動費のところですが、車に1人乗ろうが3人乗ろうが費用は変わらないということですが、やはり腑に落ちません。加えて、学校に来る生徒が増えれば、それだけトイレの使用頻度も増え、水道代等もかかると思えます。

生徒数で言えば、令和9年は全体で●●●人、3年目の令和11年ですと●●●人と見込みが4倍近くになっています。オンラインの生徒もいるとしても、1つの施設に4倍の人数が来れば、やはり光熱費、電気代、水道代はそれなりにかかると思えます。資料等を生徒に配布する紙代等も増えると思えますので回答には疑問が残りますが、一旦この質問は以上とさせていただきます。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

運営のことについては、認可がされれば、今後もう少し詳細を詰めていかなければならな

い点があるかと思います。

○議長（内川会長）

柳原委員、お願いいたします。

○柳原委員

2点お願いします。

1点目、スクールバスの件でお伺いします。このスクールバスの費用負担については、どのように考えていらっしゃるでしょうか。学校負担の場合、収支予算に計上されているのでしょうか。

2点目、教職員配置計画表を見る限り、非常に先生方の数が少ないように見えるため、計画している体制で上手く運営ができるのかと疑問を感じます。

また、生徒数が増えた時、面接指導回数も増えることで、この体制では先生方が休暇も取れずに勤務し続けなくては、学校が回らないような状況に思えます。そのような状況の中、不測の事態が起きた時、どのように対応していくのかお聞きしたいと思います。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

スクールバスの費用負担については、地域の生徒の中には通学手段が得られないご家庭もあるでしょうから、学校負担で対応していこうと考えております。

生徒数が増えると教員が対応しきれなくなるのではないかというご懸念ですが、生徒数は3年後に450名を目指したいと想定しております。これは年度ごとに、どのくらい入学していただけるか分からない中での想定のため、学校が開校して、登校する生徒数が定まり、かかってくる費用等の数値を確認しながら、その都度、運営状況を検討していかなければならないと考えております。

○柳原委員

この計画表を見ますと、常駐する先生は、やはり長野県でこれから採用されるのですか。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

長野県の教員の方で、本校へ2人来ていただきたいと思っております。

○柳原委員

あと、スクールバスは飯田と佐久穂で各1台ですか。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

まずは佐久穂本校で1台、それから飯田校で1台と考えておりますが、予算は3台購入

ということになっております。

○議長（内川会長）

金山委員、お願いいたします。

○金山委員

まず、資料 8 の教職員配置計画表について質問させていただきますが、校長先生がなぜ本校に常駐されないのか疑問です。特に、開校してから最初の 4 月は、想定して一生懸命に準備をしても想定外のことが起きるのが教育現場です。しかしながら、この計画段階で不在にする日数がかなりあるという設定の仕方が疑問です。佐久穂が本校であると説明して下さっていますが、なぜ 1 番大切なスタート時期に、校長がいないシフトを組まれたのか、その理由についてお尋ねしたいです。

第 2 点目です。恵まれた自然を教育の中に生かすと説明をいただいておりますが、この佐久穂町が本校である必然性についてです。自然環境を生かした特色ある教育を打ち出している通信制高校は県内に多々ありますが、実践しようと思われている佐久穂町の自然を生かした少人数の教育について、そのような専門性を持ち合わせている教員の配置や、カリキュラム、行事日程を拝見しても、私には特色が上手く読み取れませんでした。どのような特色ある教育をお考えなのかを説明していただきたいと思います。

加えて、都会の方から見れば、佐久穂町は自然豊かで素敵な場所ですが、自然の中で人が少ない方が良い影響を与える生徒も不登校の方の中には多いのではないかとのご説明を何回かいただきましたが、豊かな自然の中で生まれ育ってきている長野県の子どもたち、特に対象地域の生徒にとって、自然環境が豊かであるということだけでは進学を決める大きな魅力にはならないと考えます。その部分は生徒募集の大きなポイントになってくると思いますので、一般的な保護者、生徒にも分かるような特色ある教育について、どこに示されているのか説明をお願いします。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

大きく分けて 3 点のご質問をいただきました。まず、教員配置で校長不在の期間が長いのではないかと、2 つ目が特色ある教育の説明、3 つ目は自然が豊かなことだけでは魅力にならないのではという懸念、ということに対して回答します。

まず、1 点目のシフトは校長が考えて配置したものではなく、学校法人として申請するにあたって、3 施設を責任ある立場の者が、どの施設にもいるように組んだものです。

当初の予定とこれから変わる可能性はもちろんありますし、人員が充実する可能性もありますが、まず認可いただいて、その上で採用活動をさせていただけないと 1 歩も動けない状況です。確かに、配置表を見てのご意見はごもっともなご指摘だと思います。不測の事態は、全日制の学校でも毎日のように起きておりますので、責任が取れる者が誰もいないよ

うではいけませんし、もし不在の場合でも、すぐに対応できるようにしなくてはならないと考えています。

2 つ目の特色ある教育ですが、これは個人的にもずっと思いを巡らしてるところですが、やはり子どもたちと顔を合わせて「何がしたい」と聞いてあげるところがまず 1 つかと思えます。

個別最適な学びや主体的な学びなど、色々な言い方がありますが、やはり学び直しの機会が奪われていくことや、高校に馴染めず、どこにも行く場所がない不登校状態が続いているところが仮にスタートとなった場合、私たちの特色は、生徒を否定せずに対話的な関係を作っていく、その子に合わせた歩み方を一緒に考えていくことを粘り強くやっていく対応を組織で行うことだと考えています。

子どもが 1 人で抱えることなく、チームで必ず学校を諦めさせないようにしなければと考えています。例えば、お金をかけて世界中を旅しながら学ばせるといったようなアピールはできませんが、低廉な学費で学校へ行くことを諦めそうな子を諦めさせないように、まずは高校を卒業したいと希望する生徒を誰 1 人として取り残されない教育を目指します。長野県も仰っている考え方だと思いますので、そこの一助になれば幸いです。

「素敵なステージを用意したからおいでよ」という呼び込み方は、まだこれから準備させていただきたいところがあります。例えば、探究交流会の実施を考えていますけれども、どの企業とも具体的なお約束はまだできておりません。それを信じていただかなければ先に進めませんが、子どもに対してどんなことをやるのかと言えば、私たちは一貫して、子どもたちが自己嫌悪に陥らない、自己否定で自分を閉ざしてしまうことがないようにチームで支え続けるというところを宣言したいと思えます。

その上で、中学分野の学び直しが足りてない生徒には、先を示しつつ一緒に取り組むことを繰り返しやっていこうと思います。これはどこの環境においても同じだと思います。それは江戸川でも飯田でも佐久穂でも根幹になると思っています。そのため、キャンパスはもちろん縁がある佐久穂に居を構え、そこからできることを一生懸命これから探していきます。まだまだ私たちは林間学校でお邪魔しただけですので、気づけていない魅力がもっとあると思いますので、まずはこの審議会委員の皆様方にお認めいただいて、信じていただけないと始まりません。

私たちには個人的な一教員として、今お預かりしている全日制の生徒との別れも待っており、それに踏ん切りをつけるためには、まずこの関門を突破しないとはいけません。そして、気持ちを切り替えた時に、新校の場でできることを全身全霊で探していくつもりです。個人的ですけども、この 4 月に運転免許を取りましたので、いざとなったら自分でどこでも行けるようにまずは練習しているところです。雪道の運転は本当にまだ自信がありませんけれども、いざとなったらやります。ピンチの子がいれば迎えに行き、見たことない景色を見せに連れていくことや、自分で教材がなければ探しに行くなど、ただ物事が運ばれ与えられるだけの人間ではなく、チャンスがあれば拾いに行けるようにしていきたいと思えますし、

特色ある教育で、かえって敬遠されてしまうリスクも考えています。

前回の審議会において概要だけ申し上げましたが、メタバースを利用して、VRでアバターなら学校に通えるという事例が、今、江戸川区の中学校の事例で注目され始めており、等身大で始められるところを考えています。肩肘張らなくて良いので、まずは高校卒業を目指し、その後社会で何やりたいかを見つけていく手助けができればと思っています。それはどの環境でもできますし、3施設の拠点があれば、その3つを繋げる形で、心を閉ざしてしまいそうな子を別の子や地域の子と心理的負担なく繋げてあげることで、ご家庭だけではできなかった、学校に通わせてよかったというような経験を提供できると思っています。

まだ選手が来ていないのに、どんなプレーをしたいですかと言われていたような状況で、本当に説得力がなくて申し訳ないのですが、信じてもらえるように誠心誠意準備していく所存です。

○金山委員

校舎については林間学校で使用しただけなので、本校を佐久穂に置く必要性について、今全力で魅力を考えているということと、どのような環境にあってもアバターを使うことで特色ある教育ができるというご説明だと私は解釈しました。ですが、それは佐久穂の校舎が本校である必然性を示していただきたいという質問に対する答えだとは、大変申し訳ないのですが今の時点では理解ができませんでした。

もう1つは、ご説明いただいた校長先生の配置についてです。教職員配置計画表を作られた一方で予定が変わるのが前提であると仰っていましたが、我々審議会委員は提出された書面を持って審査するしかない状態です。ですので、書かれていることが後から変わるかもしれないと言われてしまうと非常に困惑してしまいます。本当に皆様方を信頼して審査をさせていただくということになりますので、ぜひ、できる限り今の時点で決まっていることを全て書類で提出していただきたいと思います。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

佐久穂が本校である理由は自明だと言いますか、まずご縁があって62年前から長野県で教育活動をさせていただいています。そして、地元の方々にも関東第一高等学校として、毎年挨拶をしています。そのため、ご縁のある佐久穂で始めさせていただきたい教育があります。設置認可の基準に基づいて我々は準備していますが、自己所有施設があるというのがまず1つの理由です。また、佐久穂山荘の人間とも毎年交流していますが、そこも親子代々でこの仕事に誇りを持って管理人を続けてくださっています。地元との繋がりを探し始めるうえで、この上ない環境であると考えています。そして、長野県側の発表からもあったとおり、まだ長野県では学び直しへの支援が不十分な部分があると思います。私たちが不登校支援も含めて、一助になればという思いで始めさせていただきたいです。

また、教職員配置計画表の資料に関しては、私は家族にこのとおり動く伝えております。

計画表のとおり 3 校を満遍なく回る予定です。例えば、本校だけに常駐して他の校舎には出てこないのはいいのかというような点も考えられると思います。もちろん当初は本校が忙しくなる可能性もありますし、他の校舎でトラブルが起きるといふ予定どおりに行かない可能性もあります。資料として年間予定表はどの学校も作るものですが、責任ある管理職が必ずどの校舎にもいるように配置をしておりますので、この内容で基準を満たさなくなるようなことはないと考えております。

○議長（内川会長）

倉科委員、お願いします。

○倉科委員

先ほどから同じことの繰り返しになるかと思いますが、佐久穂町の地理的な部分で、冬季の環境の確認ができてないということが心配点として挙げられると思います。私自身も関西から長野に移り住んできたという経緯がありますが、住まないとわからないことが非常にたくさんある中で、そこをしっかりと確認した結果がこの段階で整った資料として挙げられてきていない状況です。ご返答を聞いても、役場等の回答に関しての資料はご提出いただいておりますが、そのような資料がどこまで信頼できるかは、実際住んでみないと分からない部分があると思います。学生を預かる立場の学校側の責任として、きちんとそこを確認すべきだと感じています。そのため、そのような部分をしっかりと資料やデータとして、自分たちがどのように佐久穂の環境を感じたかということを示す提示していただく必要があるのではないかと強く感じています。

もう一つは収支に関してです。学生が増えても職員の数が増えていません。支出に関しても増えずに逆に減っていくような収支や予算になっているにも関わらず、そこは今後改善していく予定という曖昧な返答しかない場合、こちらの印象としては、非常に準備が不足しているのではないかとこの印象を強く受けております。そのため、こうした懸念に対して、もう一度、曖昧な形ではなくきちんとどのように考えているのか今お答えしていただくことはできないかお聞きしたいです。

個人的には、今お話をさせていただいたように、かなり見通しが曖昧な部分が多いこと、そのため準備が非常に不足しているのではないかとこの印象を強く持っています。学校側として、一次審査に関する準備については十分だと考えているのかお聞きしたいと思います。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

1 点目の住んでみないとわからないという佐久穂本校の環境について回答させていただきます。回答書にも書かせていただきましたが、佐久穂町役場総務課から状況資料が提出されております。また、本学では八千穂山荘に管理人を置いていますので、管理人からも冬季

の状況を聞いています。そのため、本学としては十分な確認は済んでいるという認識です。

それから、費用等の考え方が曖昧であるというご指摘です。生徒の数についても曖昧と言われますと、私どもも想定の範疇でしか考えていませんので、収入についてもそういう意味では曖昧になるかもしれませんが、私どもからすれば想定した中で考えている収支の計算結果をお示しした次第です。

また、準備が不足している、曖昧なところが多いというご質問については、長野県の「私立学校等の設置等に関する審査基準」及び「通信高等学校通信教育連携協力施設の設置認可に係る審査基準」に則った回答を提出させていただいておりますので、全く曖昧ということではなく、明確な回答を提出させていただいたつもりです。

この曖昧さの原因は説明の拙さのためであれば申し訳ない限りですが、印象論でこの結論が出てしまいますと、本当に色々な方にご準備いただいて、多くの方に期待されている学校であると我々は自負しておりますので、大変申し訳が立ちません。そのため、「私立学校等の設置等に関する審査基準」及び「通信高等学校通信教育連携協力施設の設置認可に係る審査基準」のどの基準に対して要件が不足しているのかあらかじめ質問書をいただきたいです。

我々も時間をかけてきちんと準備してこの場に臨んでおります。県民の学び支援課ともメールのやり取りをさせていただいています。このままでは資料不備とのことで訂正を行うというやり取りを重ねて本日まで来ました。もちろん深掘りはさせていただいて結構ですし、参加する度に私たちも新たなこと気づかせていただいて、運用面の準備を行うにあたってご意見はありがたいのですが、審査基準のどこに私たちが届いていないのか、明確にお示しいただければありがたいなと思います。

○山岸委員

よろしいでしょうか。

○議長（内川会長）

はい。では、山岸委員お願いします。

○山岸委員

どこが不足しているのかとのことでしたので、あえて言わせていただきます。

先ほどと重なりますが、やはり申請者自身が1回冬季間を過ごして、そこでの安全性の確保を客観的に示すこと、これは今まさに校長先生が指摘されている点かと思えます。

客観的なデータ、いわゆる現場状況の写真とか、客観的にも納得できるデータを示していただくことが、最も重要ではないでしょうか。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

これは委員の皆様の総意ということでよろしいでしょうか。

○山岸委員

開校が令和9年4月1日ですので、この一冬しっかりと分析を行って、改めてデータを提示していただくことは不可能ではないと思いますがいかがでしょうか。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

データの提供は可能かと考えますが、10月の審議会と今回12月の審議会は、本件は冬を越すまでは結論出ないということが決まっていたということでしょうか。

○山岸委員

あくまでこれは私個人の意見です。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

長野県の信頼にも関わると思いますが、学校設置に関する審査基準には冬を越してから申請することや客観的に写真を撮ってから申請することといった基準はありませんよね。

○山岸委員

1番言いたいことは、生徒の安全性の確保が図られているのかという点を以前からお伝えしているとおりです。その点に関し客観的なデータを示していただきたいということです。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

親子2代で住んでいる管理人が八千穂山荘に暮らしています。また、長野県に居住されている佐久穂町総務課からも問題ないと回答をいただいています。例えば、私1人がこの冬、長野県で過ごした場合でも、来年の冬は大丈夫という保証はないと思います。私が一冬長野県で過ごすことは、家族の同意さえ得られれば可能ですが、それによりこの申請の説得力が増すとは私は思えません。そのため、このご要望はお受けできないと個人的には思います。

○山岸委員

申請者の立場であるとするならば、しっかりとご自身で状況を確認していただき、生徒の安全の確保ができるということを示していただきたいと思います。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

安全確保という点でいえば、修学旅行や林間学校、スキー教室で、私どもは必ず下見を教

員でしております。先日は屋久島に行き、手すりがない吊り橋で下へ落ちたら助からないような場所を下見しました。ただ、下見をしたからといって生徒が落ちない保証はありません。事前にここは危ないという指導をして、無事に帰ってくることはできました。

この冬に私が下見をしても、今度は夏についてまだ下見をしていないというご指摘があるかと思えます。こうした論点が全ての申請に対してこれから行われるのかという不安があります。対応することは個人的にはできますが、それにより説得力が増すとは思えません。安全性の確保はもちろん第一と考えております。

繰り返しになるかと思えますが、私どもが提出した資料及び説明で十分な安全は確保されており、審査基準は満たしていると考えております。

○議長（内川会長）

では、松澤委員をお願いします。

○松澤委員

安全面のことは前回ご意見申し上げましたが、佐久穂町は本当に冬の寒さが厳しいところであります。除雪というお話はございましたが、道は凍結しますので、ぜひそういった点の安全面もお確かめいただければと思います。また、今、山間部のクマの出没ということが問題になっておりますが、佐久穂町はクマの出没はあるか、その辺はお分かりでしょうか。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

まず、道が凍結するというございですが、佐久穂小学校のスクールバスが毎日通行し、何かあれば整備をするという佐久穂町の体制は整っていることを確認しておりますので、安全に運行できるものと思っています。

それから、クマについては私どもも気になりましたので、現地の管理人、また佐久穂町役場にもお聞きしました。クマについては恐らくいるだろうけれども、現時点では事件になるようなことはございませんというご回答でした。

○松澤委員

クマは必ずいると思いますので、その辺も安全注意していただきたいです。

また、車の運転をするドライバーは地元から雇用のご予定でしょうか。先ほど校長先生も免許は取り立てだと仰っていましたが、慣れない雪道は滑って取り返しのつかないことになりかねません。その辺もご考慮いただければと思います。

続いて、資料8の教職員配置計画表について、先ほど他の委員からもご意見出ましたが、私も非常に気になっています。先生方の働き方が厳しいのではないかと思います。実際問題として本校の佐久穂町と飯田校と江戸川校を移動されるわけですが、教職員組織見込調書における先生方の年齢を拝見しますと、ご高齢の方が多いです。こういったことを申し上げ

るのは大変失礼ですが、70 歳近い方が多い中で、このようなシフトは体制が厳しく、こちらについても計画の立て方が甘いのではないかと考えてしまいます。

また、教科については計画表に書いてありますが、音楽の授業はないのでしょうか。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

音楽はカリキュラムに入れていません。

○松澤委員

親としては音楽の授業はないことに少し残念な気持ちがあります。理科、数学、国語、地理、歴史、公民、英語、家庭科、保健、体育、美術、情報とあり、他にも探究的な時間は取られていますが、子どもたちに沢山の学びを知っていただきたいと思っています。保護者としての意見ではありますが、その辺もご考慮いただければと思います。

また、佐久穂本校に通う見込みの生徒数が●●●名かと思います。その●●●名がどういった形で他校の生徒と関わるのでしょうか。やはり一番のメインは人数的にも多い江戸川校になるのではないかと思います。再三に渡ってご質問されているところではありますが江戸川校は本校にならないのでしょうか。東京に申請するという方法はないのでしょうか。お話を聞いていると佐久穂の学校も素敵だと思いますが、関東第一江戸川高等学校佐久穂校にできないのかと、個人的な意見ですが思います。なぜ●●●名しかいない長野県に本校を置くのかという疑問がやはりありますが、いかがでしょうか。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

人数で言えば、佐久穂本校が1番人数が少ないかと思います。これは地理的にも、それから地域に他校があり立派な通信制高校が揃っていますので、他校と競合すれば本校に来てもらえない可能性があるということで、見込み人数は少なくなっています。

ただ、何度も申し上げますが、土地と施設がありますので、佐久穂の学校が本校です。佐久穂本校を中心として、他に飯田市と東京江戸川区に面接指導等実施施設を置きます。人数はどうしても人口の関係で江戸川校が多くなりますが、広域通信制のためそのような形で運営せざるを得ません。生徒の色々な利便性を考え、地域の生徒が近くの学校に行けるようにし、学費を安くし、通学困難者にはスクールバスを用意します。江戸川校ですと、徒歩や自転車で通うことができ、面接指導や試験を他の都道府県に行かずに受けられるようにする予定です。そのようなことを考えてこの3校としました。

また、カリキュラムについてですが、音楽や美術等、芸術は選択制であったりします。全日制の高校でも、音楽選択と美術選択で文化祭の時にやるものが違ったりします。傾向だけ申し上げますと、音楽は他の生徒の前で歌わなければならないため、圧を強く感じてしまう子どもが多いです。美術であれば締め切りはありますが、自分の作品を誰にも邪魔されずに、気の合う仲間と一緒に仕上げるができますので、通信制とは馴染みがいいかと思いま

す。歌いたい場合は課外活動等の、授業やカリキュラムに縛らないところで追求できるようにできるようにしたいと思っています。

○松澤委員

歌は人の心を広げますので、恥ずかしがらずに皆で歌うことの素晴らしさを広めていただければと思います。

やはり生徒の少なさが気になるのですが、佐久穂本校に生徒が入らなかった場合はどうなるのでしょうか。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

1人もいなくても本校です。そのまま継続し、翌年も生徒募集を続けます。

○松澤委員

生徒がいない学校は寂しいですし、そこに本校を置く意味がよく分かりません。江戸川校を本校にすることはやはりできないのでしょうか。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

佐久穂を本校として設置することは極めて大事なことです。印象として空の校舎は寂しいと思いますし、我々も望まないところです。ただ、佐久穂町に本校を置かせていただかないと、そもそもの前提が変わってしまうので、この段階でお答えする質問ではないと考えています。

○松澤委員

では、佐久穂本校に通う地元の子たちのメリットは、今 3 つ答えるとしたらどのようなことでしょうか。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

メリットは沢山あると思います。まずは、学び直しができる学校にしたいと思っています。中学校で躓いているお子さんもいるかと思っていますので、そのようなお子さんも履修できる標準的なカリキュラムよりも優しいカリキュラムを用意しようと思っています。

また、今まで色々ご指摘がありましたが、本校は少人数で運営される予定です。不登校生徒は大人数の場所に集まることは非常に苦手です。そのため、不登校生徒で大人数の学校に行きたくないという生徒は本校に入学していただけるのではないかと考えています。

それから、学費の面でも、他の学習塾やサポート校に通うような費用はかかりません。本校に通うだけの授業料で学費が賄えますので、比較的低額な学費で、保護者にとっては通いやすい学校になると思います。また、通学が困難な方にはスクールバスも用意させていただきます。

きますので、通いやすい学校になると考えています。

親目線で言えば、私も 5 歳と 11 歳の子どもがいます。中学校や小学校で躓いた人間関係で、地元以外のコミュニティもなく引きこもりや不登校になった時、何も選択肢がない状態は、成長のチャンスのある年代にとって極めて大きなダメージだと思います。ずっと家で YouTube を見たり、ゲーム中毒になってしまった生徒に家庭訪問をしたことがあります。その際、生徒はシューティングゲームをしながら、話は聞いてくれませんでした。そういった際に、学校があるからおいでと声を掛けられることは何よりも大きなメリットだと思います。そこにお住まいのお子さんにとってバスがあれば通えるのであれば、年間を通じて安全が確保されていますので、安心して通っておいでと伝えられます。本校だけでは生徒は少なく見えるかもしれませんが、連携した他校に学友がいて、先生達が回っているから繋いであげると伝えます。「こういうことが好きだ」、「アニメが好きだ」とか、「こういう風になりたいんだ」という子が飯田にもいたよ、江戸川にもいたよと伝えることで、学校へ通うモチベーションを絶対に絶やさないように我々は頑張ろうと思っています。

○松澤委員

最後にもう一点、教職員配置計画表の 8 月のお盆の時期に教員の配置がありますが、お休みにはならないのですか。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

お盆の時期は学校にとって生徒募集に係る大切な時期に当たるため、休業日としては設定していません。

○松澤委員

日本人として、お休みにならないのは寂しいですね。働きすぎではないかと思います。

先ほどのお話もあって、少し厳しい言い方になりますが、やはり提出していただく資料を基礎として審議を進める形となりますので、しっかりとご検討いただいて作成したものをご提出いただければと思います。

○議長（内川会長）

他の方からご質問ありましたらお願いいたします。

金山委員お願いします。

○金山委員

先の質問の回答の中で「佐久穂本校の強みとして少人数ならではの教育効果がある」という主旨のご説明がありました。一方、江戸川校の定員は 380 人で少人数とは言えない規模となっています。2つの施設の教育方針は全く異なるという理解でよいでしょうか。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

教育方針はどの施設でも一緒でございます。

○金山委員

先ほどの回答では「少人数ならではの教育をしていきたい」とお聞きしましたが、その教育方針に則るのであれば江戸川校の定員も本校と同規模で良いのではないのでしょうか。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

何度もご説明申し上げておりますが、江戸川校は普通科の関東第一高等学校を退学する生徒や周辺の地域で困っている子どもが一定数いらっしゃる中で、江戸川校を選択していただける方もいるという見込みで定員を設定しております。

○金山委員

先ほどのお話では「少人数だからこそ大人数の人といきなり関わるということにならず、安心して学校生活を送れる。また他者との関わりを少しずつ増やしていくというような対応が取れる」と仰っていました。380人の生徒がいる江戸川校でどのように少人数教育に重きを置いた教育環境を整えるのか具体的な方策をお伺いしたいです。少人数の丁寧な教育を本校の教育方針として掲げているのに江戸川校でその方針が適用されないのはなぜですか。江戸川校には生徒が沢山入る見込みがあるからその分受け入れるというのが学校側の論旨だと思いますが、長野県に本校を置く以上は長野県内の生徒や保護者の方のための学校であることが前提条件ですよ。それなのに、なぜ江戸川校だけ対応が特別なのか、明確な理由を教えてください。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

江戸川区は人口が69万人いるため、集まる人数も一見多いように見えますが、課題や悩みが似ている生徒が集まることを想定しています。また、江戸川校でも生徒数が多いからといって一般的な一斉授業の形式をとる訳ではありませんし、施設の広さやリモート授業等の方法を生かして、江戸川校でも本校同様に少人数に対する丁寧な教育を提供できればと考えています。

○金山委員

パーソナルスペースの問題や教員数の配置等、論拠に基づいた計画があると考えておりましたが、随分曖昧な回答だという印象を抱きました。

今後、具体的な方針についてお聞かせいただける機会がありますか。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

事前のご質問でいただけていなかったのですがこの場での回答となっていますけれども、極めて重要なことだとは思いますが考えずに準備することは出来ないかと思えます。

○金山委員

分かりました。今後、熟慮された上で、誠意あるご回答をお願いいたします。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

事前に質問をいただいたことに回答する場として今回は捉えていますので、もし誠意が足りていないようでしたら申し訳ないのですが、事前の質問事項にはなかったものと認識しております。

○金山委員

私個人としては佐久穂本校の少人数教育を他の施設に対しても反映させるという点について、江戸川校の定員数と整合性が取れていないと感じますし、先ほどの回答にも正直納得できていません。その点についてはお伝えしておきます。

○説明者（学校法人守屋育英学園）

先ほどのご質問では長野本校の見込み生徒数が少ないがどのような教育方針を取るのか、という内容だったため、仮に生徒数が少なくても少人数教育という利点も見込める、と申し上げたのであって、飯田校と江戸川校を含めた学校全体のことを申し上げたものではございませんのでその点についてはご理解いただければと思います。

○議長（内川会長）

他にご意見がなければ、質疑を終了します。

申請者はご退出願います。

（学校法人守屋育英学園 退出）

○議長（内川会長）

それでは、関東第一佐久穂高等学校の設置の一次審査について、先ほどの申請者との質疑応答を踏まえ、委員各位からのご意見を伺います。

それでは、天田委員お願いいたします。

○天田委員

人口が減っている過疎地の住民や不登校の生徒にとって必要な学校になってほしいとい

う思いがある一方で、申請者の説明を伺う中で曖昧な点がいくつかあると感じたため、本当に信頼してお任せできるのかという心配が残ります。そのため、現時点では判断にとっても迷っています。

私の地域の坂城町にも不登校の子どもたちが増加しています。ただ、周囲がどんなに一生懸命に支援しようとしても、やはり一度不登校になった子ども達の心を開き、進学や就職等、次のステップに進むこと自体のハードルがかなり高いと感じています。ある子は以前この審議会でも審議された高校の通信制に通おうとしたけれども、結局通えず今もどこにも通っていません。そういった子どもたちが今後も増えていく中で不登校の子ども達を受け入れるための施設が増えたからと言って問題は解決するのか、正直なところ自分でも決めかねているところです。

○議長（内川会長）

次に石澤委員をお願いします。

○石澤委員

質疑応答の後半は申請者側の口調がだいぶ厳しくなりました。認可基準に基づいて申請しているのになぜ認可してくれないんだ、という気持ちが感じ取れて嫌な雰囲気になってきたという印象です。

私の経験則ではありますが、こういった何の根拠もないまま始まった新設校が上手くいくところを今まで見たことがありません。ただ審査基準に数値的・定量的に設定されている基準ではないので、非常に判断が難しいと思っているのが実際のところです。

しかし、本校の生徒が0名でも本校は本校だという主張をそのまま認めるわけにいかない、とも感じています。今日協議したことを再度申請者にご検討いただいて、向こうも色々ご意見があろうかと思いますが、必要があれば今シーズンしっかりと現地の状況を申請者自身の目でも確認いただいて、再審議というようにしてもいいのではないかと感じます。

○議長（内川会長）

次に小林委員をお願いします。

○小林委員

私の意見を述べる前に認可権者である県の考え方を確認したいと思います。

まず、参考資料にもある高等学校通信教育規程の第1条について、ここには基本的にこの省令で定めるのは最低の基準であると書かれています。また、第1条第2項、3項及び第2条は本来全て本校で行うことを前提に定められています。その上で、第3条は、通信教育連携協力施設を設けることができるという規定になっています。通信教育連携協力施設では本校でやむを得ず実施できないことを実施できる、という仕立てになっていると私は理解

しています。よって、例えば第8条の校舎の面積、第9条の校舎に備えるべき施設等の規定がありますが、これらは全て本校に置くべき、また本校のあるべき規模を示しているものであって、教育上日々担保しなければいけないレベルを最低の基準として定めた上で、やむを得ず本校でできないことが仮にあるとすれば、通信教育連携協力施設で行うという仕立てになっているのだと思います。

長野県内に本校を置いていただくことは非常にありがたい話である一方で、本来本校が果たすべき機能というのは、日々発生するアクシデントにも対応しつつ、生徒の顔を見ながら教員同士が話し合いを重ね学校全体の教育レベルを維持していく、という点が最も重要で、本校に年間で何日滞在していたか、という代物ではないと私は感じています。今回の申請にもものすごく違和感があるのはそのせいではないかと思うのですが、私が今解釈したような内容が本校の機能として求められているということによいか事務局に確認したいのですがいかがでしょうか。

○事務局（内山県民の学び支援課長）

今、小林委員に仰っていただいたことは全くそのとおりだという認識に我々も立っております。

もちろん本校というのは通信教育課程の実施主体であり、本校の方針に基づき教育の質の担保を図られる必要があると認識しております。

そのためには、校長や教頭、その他の教職員が十分配置されており、教育や管理、生徒の指導面で必要な人員が備えられている必要があります。また、施設に関しても基準にあるように保健室や図書室等を設置し、生徒の学習環境の整備が総合的に保障されていることが極めて重要だと考えております。

また、先ほど校舎の面積基準のお話もございましたけれども、校舎に必要な面積は、高等学校通信教育課程において1,200㎡以上と規定されており、生徒の安全性や快適性、教育活動の多様性を担保するために最低限の広さだと認識しております。また、先ほども話題にあがった保健室や図書室等の施設についても同様に生徒の心身の安全性、学習環境の保障のために欠かせない施設と理解しているところです。

○小林委員

今、ご回答いただいたような認識が事務局にあるのだとしたら、実際に学校が設立した後の学校運営についての監督・指導についても認可権者である長野県が実施することを求められているのだと思います。

都道府県単位で高等学校の設置を認可しなければならないといった形で分権されていることについては、どのような意味があると考えているのか確認をさせていただきます。

○事務局（内山県民の学び支援課長）

まず、原則として、私立学校の設置については各都道府県で認可を受けると学校教育法の第4条にも規定されているところがございます。そして高校の設置については、各地域の教育バランスや人口の動向等のその地域の状況、事情に即した判断が求められていることから各都道府県が認可権者と定められている、と認識しております。

このことから認可した際には私立学校の開校後の運営が適切になされているかどうかを、本課で監督、指導する必要があると考えられますが、このことについても私立学校法に基づきまして、報告の聴取や調査、改善命令及び立入検査等を行うことができるというに規定されております。

私立学校においては自主独立の尊重という主旨もございますので、今申し上げた行為はあくまでも法令順守や公共性の確保を目的として実施されるもので、そのためには実際、立入検査を実施することもあり、あるいは必要に応じて他の都道府県と連携しながら実施されうるものと考えております。

○小林委員

その上に立って、私立学校の設置等に関する審査基準の第1の2には「私立学校等の位置は、教育上及び保健衛生上十分適切であり、当該私立学校等が他の私立学校等と不当に競合することなく、その役割を十分に果たすことが期待されるものであること」と規定されておりますが、いわゆる「他の私立学校等と不当に競合することなく」という点はまさに認可権者として学校をフォローアップしていく上で、設置を認可する最初の段階での配慮としておくべき非常に重要な観点だと思えます。

その際に、今回の件について東京都は申請者の見解と全く違う見解、いわゆる東京都にとって施設の設置は非常に影響があるものだと認識しているようです。一方で、申請者は、江戸川区周辺の地域にあっては非常に有益で住民にも喜ばれるような施設になるとの認識があるようです。東京都は都全体への影響を考慮し、申請者は、周辺地域のニーズにあったものであると主張し、江戸川校に多くの定員を設定しています。

認可権は本校が設置される長野県にあるということを念頭に置いて、設置基準における「他の私立学校等と不当に競合することなく」ということに焦点を当てて開校後に調査を実施しようとする時には長野県にそこまでの対応は可能なのでしょうか。むしろ先ほど申し上げたような本校の機能も含めてこの学校の適正な立地を判断することができるのは東京都であると私は思います。そして、長野県が設置の妥当性を判断できない案件について長野県の私立学校審議会では適当な申請であると決議することは誠に僭越なことだと思えます。

立法の趣旨や審査基準に反映されている事項について、将来禍根を残さないように、数十年先も生徒や保護者が困らない、また長野県民、東京都民双方が困らないように認可しなければならない立場にある中でこの立地条件について審査できるのか、と問われた場合、長野県としてどのようなお答えになるのでしょうか。

○事務局（内山県民の学び支援課長）

今、小林委員が仰ったとおり、あくまでも県内の状況について判断することはできますが、都内の状況につきましては、現状そこまで指摘をしていないところです。

また、本県から東京都の方に都内の状況について調査を依頼したようなこともございませんし、今後も致しかねると考えております。

○小林委員

そういった背景と併せて、先ほど石澤委員からもご発言があったのですが、もう 1 つの解決しなければいけない課題として、基準に明確に書かれていないから妥当だという議論が仮に出てくるのであれば、基準等はより細分化・明確化していなければならないと思います。そうならないためにこういった審議会があって、基準に明文化されていない事項についても十分に意見を交換し、適切かどうかについて知事に答申していくという主旨であると考えているのですが、今回の申請者が言っていたように基準に書いていないから認められるべき、という論調で基準を踏み越えてくる案件があるとするならば、今回の事例を基に最低限明文化する範囲を広げ、深めなければならないと思います。

本来、法律や規程の趣旨を重んじて申請者は申請をするという性善説に基づいたものだと思っておりましたが、今回のような主張をされてしまい、明文化されていないことがそのような誤解を招くというのであれば、本校の機能についても今回の事例を受けて明記すべきであろうと思うし、書いていないのだから妥当だという議論には確実にならないことをこういった場で慎重に審議しお答えをしていくべきものだと思います。

さらに、他の委員からも問いかけがありましたので、お答えしていただくべきものはお答えいただき、重ねて、答える必要がないとされるなら、答えていただかなくても結構、その対応を踏まえて判断しますという姿勢でもう一度審議していければと思います。最後は意見になります。よろしくお願いします。

○議長（内川会長）

次に西澤委員、お願いします。

○西澤委員

自分の中でいまだに不可解な点が 2 点ございます。

1 点目は、先ほど質問させていただいた見込み生徒数が増加しているのに支出が変わっていない点に大きな違和感があります。2 点目は、スクールバスの関係でこの環境が本当に生徒にとって良い環境なのかという疑問があり自分の中でも答えが出ていません。

先ほどの説明で、江戸川区周辺には競合するような通信制の高校があまりないので、江戸川区に作れば徒歩や自転車で通学できる、江戸川区周辺に住む生徒にとって安定的な環境

が作れると仰っていましたが、一方で佐久穂校はどうなのかというと、スクールバスでの通学が前提となっている状況が生徒にとって安定的な環境なのかという点はすごく疑問に感じます。

例えば徒歩や自転車、公共交通機関での通学が原則ですが、そういった手段が使えない地域に住む生徒には別途スクールバスを用意して通学手段を確保する、ということであれば問題ないと思います。しかし、佐久穂校の通学手段については基本スクールバスのみ、というようなお話でした。スクールバスで通学するとなると、朝決まった時間にバスに乗り学校に向かい、授業が終わった後また決まった時間にバスに乗り帰宅するということになると思います。その場合、生徒にとっては帰りたいと思ったタイミングで帰れないということになり、拘束感や閉塞感が出てしまうのではないのでしょうか。まして、不登校の生徒にとっては、一度スクールバスに乗ってしまえば夕方まで帰宅できない、という状況に強いプレッシャーを感じて辛い思いをするのではないかと思います。

以上の点を踏まえると佐久穂校のスクールバス主体の通学手段が通信制を選択する生徒にとって良い環境であるのかどうか、という点に疑問が残ります。

○議長（内川会長）

それでは、松澤委員、よろしくお願いします。

○松澤委員

申請者に対して質問をさせていただいたり、他の委員の皆さんのご意見を伺う中で、聞けば聞くほどやはり長野県に認可を求めるとというのがすごく疑問で、長野県の子どもにとって佐久穂校に通うメリットはあるのだろうか、と深く考えさせられています。

先ほど石澤委員も仰いましたけど、本校が0人でも設置するという言い方をされていたのを聞いて、結局、建物が長野の佐久穂町にあるから、そこを本校として開校し、実態は江戸川校で回していけばいいという、そういった考え方があからさまに出たのではないかなと思います。

それについてこの私立学校審議会でも色々審議している訳ですが、ずっと腑に落ちない状況です。私たちが色々深掘りして聞いている中で、明確な佐久穂校のメリットとかを仰らないから、長野県の子どもたちのことを本当に考えているのか、保護者として疑問が残ります。認可基準とか設置基準における定量的・数量的な視点とは違う観点で、私は色々ものを申しさせていただきますが、ここで、例えば長野県に生徒がいないのに設置を認めてしまった場合に、それが事例となって、今後様々な学校が長野県にとりあえず本校を設置すれば私学ができるのではないかという動きを誘引しかねないのは、いいことではないと感じております。

○議長（内川会長）

柳原委員、よろしくお願いします。

○柳原委員

私も委員の皆さんのご意見を聞いて、やはりもう少し誠意ある回答、そして具体的、客観的な学校の方針を示していただきたいと思います。さらに審議が必要だと思います。

○議長（内川会長）

山岸委員、お願いします。

○山岸委員

不登校の子どもたちの背景は全て違いますし、そこへのアプローチのかけ方も全て違うと思います。それが、審査基準の教員数が揃っていればそれでよしといったような回答をされていたと思います。私は、この学校の様子では子どもたちは送り出せないというのが正直な気持ちです。

それから、スクールバスありきという考えですが、現在、私が運営する学校でもスクールバスは使っており、不登校の子の中にはスクールバスにも乗れない子はいます。そういった子どもはご家庭の送迎に頼らざるを得ないのですけれども、今までの発言の中でそういう回答は一言もありませんでした。「全てスクールバスがあればよし」という回答の中に込められた考え方が、私が非常に冷たい部分だと感じたところだと思います。

疑問点はいくつかありますが、審議会へ提出された資料が、私の個人的な捉えですが、上っ面で書いている感じであって、直接そこへ行ってどうなのかという実態をもっと理解していただいた上で、地域の子どもたちを受け入れてくれるような学校であって欲しいと思います。それが役場から貰った情報で十分だという回答が今日は強く感じてしまいました。

○議長（内川会長）

金山委員、いかがでしょうか。

○金山委員

佐久穂校が本校である必然性の説明をしていただこうと思ったのですけれども、今の時点で「そうか」と分かる回答が得られませんでした。自然豊かな佐久穂町や長野県における特色ある教育についての説明を求めた時に、校長先生が「これから考える」と仰ったように私には聞こえました。学校のコンセプトや教育内容、取組方法といった部分をしっかり明確に持っていないと、これからの生徒募集の中でも保護者や子どもに届くようなアピールはできないような気がします。明確な学校の強みを打ち出せていない今の時点で本当にこのまま進めて大丈夫かと大きな懸念を抱いております。

○議長（内川会長）

倉科委員、お願いします。

○倉科委員

今回も長時間に渡ってお話を聞かせていただきましたけれど、個人的な見解としては、前回とあまり変わってないと非常に大きく感じています。

やはり先ほど小林委員が仰ったように、審査基準には明確にされていないというところで全て済まされているのであれば、明示されていない点は検討しなくても良いのかとなりかねませんし、そのようなことは決してないと思います。

基準に抵触すると考えられるような部分や、東京都の見解と学校側の見解が全く違うという点は非常に問題だと考えているため、継続審査となった前回と状況が変わらない状態であるなら、まだ慎重に審議が必要と感じております。

○議長（内川会長）

百瀬委員、お願いします。

○百瀬委員

学校教育の現場で、不登校のお子さんを預かるとしたら、よほどの営業力がなかったら、子どもがこの学校に行こうという気持ちに至らないような気がします。プレゼンテーションをされている方たちが、理解しようとして集まっている審議会委員の心を動かすこともできないような状況で、果たして不登校になっている子どもの心を動かせるのだろうかという点に1番疑問を持っています。

教育というのは、どれだけその人の心を動かせるかということであり、不登校対応で1番大事なのは、社会に出るための適応能力をどう身につけさせるかであって、社会の中で生きていけるようにしてあげられなかったら、卒業したからいいですという問題ではないように思います。

そうした点が伝わってこないのは、プレゼンテーション能力が未熟なのか、詰めが甘いのかは判別しかねますが、とにかく心に響くものがない説明を繰り返しながら、最後は声を荒らげるとするのは子どもたちに教育をする立場としていかがなものという感じがしました。

現時点の審議としては、計画を認めますという内容ではないと感じております。

○議長（内川会長）

戸枝委員、お願いします。

○戸枝委員

ずっと説明を聞いている中で、不登校対応で学校をやっていききたいと説明されていまし

たが、不登校支援をやっている立場の者として、どのような教育によって学び直しを行い、どうやって社会に送り出していくのかというところが、ちょっとまだ分からないです。

私たちが対応する子どもの中では、結局、学校卒業後に家居になってしまう子が非常に多いので、そういう子をどうやって地域につないで、地域で育てていくのかという難しさが非常にあって、少人数だから関わる人が少ないというよりは、もう倍は人件費がかかるというイメージです。

本当に様々な人が関わる中で子どもが育っていくスピードというのは、すごいスムーズに目覚ましく元気になって巣立っていく子もあれば、ゆっくりゆっくりの子もいるという千差万別の部分があるところで、中には発達特性があったり精神疾患があったりする子がやっぱりいますので、地域に密着した支援であったり、相談員と地域との連携や支援機関との連携が取れる道筋がしっかりしていないと上手くいかないと思います。

あと、通信制高校が江戸川区の子どもたちが長野県の生徒になる以上、長野県の学校から卒業証書を出す子たちという扱いになります。そういう点から言うと、300人を超える江戸川校の子どもたちが、長野県の認可を受けた学校を卒業していくその重さみたいなものを、お話を聞いていても感じられなかったです。この点はいつも全国の私立学校審議会の大会でも話題になる広域通信制高校が持っている大きな課題で、以前と比べて認可して貰いにくくなっている大きな原因でもあると思います。

私個人としては飯田に新たな学校が設置されると、地域には非常に喜ばれるだろうという感じはしています。飯田は本当に学校が少なく、通信制高校がない地域なので、自然の厳しい佐久穂町に山荘があるからという理由だけで本校をそこに作るというところに違和感を覚えます。やはり地域のニーズから言っても、飯田校の方が本校にふさわしいのではないかという気がします。そういう意味から言っても今回の計画は本末転倒というか、東京の子どもたちがメインの、とにかく認可を受けて高卒資格が取れる体裁を整えたいという思いが強く滲み出ていると思うので、もう少し総合的に検討する必要があるのではないかと考えます。もしかしたら、施設が他の都道府県にあれば、長野県でなくでもいいのではないかと思いました。

一生懸命これだけの書類を揃えて、情熱を傾けてきていることは理解しますが、もう一度冷静な目でフィードバックして検討することが大事だと思います。

○議長（内川会長）

はい、ありがとうございます。

皆さんからの発言内容をまとめますと、2点あって、1つは、長野県に本校を作るという理由の裏付けがやはり明確でないという点です。長野県の子どもたちにとってこの学校が良いかどうか、しかも1学年●●●人来るか来ないかというかなりの少人数の学校規模で認めて問題ないかということです。この申請を行っている法人は東京に視点があって、長野県には本校に値する施設を持っているというだけの理由で申請しているため、子どもの教

育に対しては不安が残るというものです。そのため、審議会を通すにあたってはまだまだ聞きたいことがあり、長野県でもし認可されるとしたら、長野県の子どもたちがきちんと夢をもって将来につながるかどうかという点を確認せざるを得ないという点が残っています。

それともう1つは、申請者側の姿勢に「審査基準を通過しているなら、それ以上のことは求めてくれるな」といった考えが感じられたところに不信感を覚えた点です。それについては、審査基準というのはあるけれども、それに明文化されていることのみが全てではなくて、今回の例をもって、場合によっては審査基準そのものも見直しが必要なのではないかとする点かと思います。

そして、委員の皆さんのご意見としては今回の審議内容で承認とする訳にはいかないため、もう一度こちらから質問事項に対する回答を求め、もう一步踏み込んだ議論をするため再審議が必要というのが結論でよろしいでしょうか。

○委員

異議なし

○議長（内川会長）

それでは、この設置の承認にあたっては改めて確認が必要であるということで、当該諮問事項は継続審査ということにしたいと思います。もう一度この学校の考え方を改めて審議会の場で伺いたいと思います。

審議において委員から出されました条件や意見等については、もう一度申請者に対して伝えた上で、次回の審査までに検討、修正等の対応をお願いいたします。

それからもう1つ、今回の審議については間に合いませんけれども、当該申請については、これからの申請案件における県の対応について検討が必要とされる事例かと思います。事務局には、審査すべき認可基準について、もう少し本県の学校に通う子どもたちのために繋がる内容が盛り込まれた方がいいという意見を添えた上で審議続行ということによろしいでしょうか。

○石澤委員

今日の会議の進め方について、事前にいただいた資料をただ申請者が朗読するような形で進行し、結局途中で説明を切り上げてしまいました。次回の審議会においては説明の仕方をよくご検討いただいた方がいいような気がします。

○議長（内川会長）

その他、皆様からのご意見、よろしいでしょうか。

ご意見がなければ、以上で本日予定された諮問事項の審議を終了いたします。

では、ここで休憩を取りたいと思います。では、16時30分まで休憩にいたします。

<休憩>

学校法人等の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準の一部改正

○議長（内川会長）

定刻となりましたので、再開いたします。

会議事項（２）、その他のア「学校法人等の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準の一部改正」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（内山県民の学び支援課長）

報告事項１「学校法人等の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準の一部改正案について」でございます。

１ 改正の主旨ですが、本県で制定しております「学校法人等の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」につきまして、学校法人の理事または監事の兼任数の制限を、国における審査基準に準じて所要の改正を行うものでございます。

２ 現行規定及び課題にありますとおり、本県の審査基準におきましては、役職兼任による注意力の分散を抑えることで、法人役員の説明責任の確保と法人経営に専念いただく体制づくりのため、国の基準より厳しい水準といたしまして、理事及び監事が他の学校法人の理事または幹事を２つ以上兼ねていない者であることと規定してきたところでございます。その一方で、本県の私学教育を取り巻く現状は大きく変化をしており、国より厳しい基準は事実上の参入規制として働きかねないという点、年々法人役員に求められる素養は高まっているものの、法人運営に精通した人材の確保が困難になっているという点など、学校法人が適切な運営体制を確保するためには、現行規定のままでは大きな課題が残るものと考えてございます。

そのため、３ 改正の内容にありますとおり、学校法人の理事または監事の兼任数制限については、国の基準と同様に、他の学校法人の理事または幹事を４以上兼ねていない者であることへ変更を行いたいと思っております。改正後の全文は別紙１のとおりでございます。新旧の条文は別紙２の新旧対照表によりご確認をいただければと思います。適用時期は令和８年４月１日からを予定しております。

なお、本日の意見聴取に先立ちまして、本改正案について各学校法人に意見照会を行ってございます。学校法人からは、理事や監事が多様な学校に関わることで、これまで以上に知見が広がり、それぞれの学校法人にとってもプラスであると考えられるといったご意見をいただいております。

○議長（内川会長）

はい、ありがとうございます。

これについて特にご意見等がなければ、以上としたいと思います。

私立高等学校（全日制）教育振興費補助金配分基準の一部改正

○議長（内川会長）

次に、会議事項（２）その他のイ「私立高等学校（全日制）教育振興費補助金配分基準の一部改正」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（内山県民の学び支援課長）

報告事項２「私立高等学校（全日制）教育振興費補助金配分基準の一部改正案」についてご説明をいたします。

まず、この配分基準ですが、学校法人補助金交付要綱第２条第２項の知事が別に定める基準といたしまして、学校運営の実情に応じ補助金配分額を算定するため、毎年学校種ごとに定め、運用してきたところでございます。配分基準につきましては、国の制度改正や時代の変化によりましてその都度変更を行っているところでございますが、昨年度実施された県の包括外部監査の結果等を踏まえ、明瞭な採択基準の策定及びそれに従った運用に向け見直しを行うものでございます。これらの配分基準の改正にあたり、あらかじめ審議会の委員の皆様にご意見をいただきたく思います。

１ 改正の主旨でございます。私立高等学校（全日制）教育振興費補助金配分基準につきまして、令和６年度包括外部監査の結果等を踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

２ 主な改正の内容でございますが、３点ございますので、順にご説明いたします。

１点目でございますが、募集定員に関する減額調整についてでございます。現状の配分基準におきましては、各学校が設定している募集定員に対し在籍生徒数が超過している場合、振興費補助金（一般補助）の減額調整を行っており、算定における募集定員は県内の生徒を対象としている一方、在籍生徒数は、県内と県外の生徒数を合わせた数としております。募集定員については、長野県公私立高等学校連絡協議会、いわゆる公私協において、年度ごとに私立全日制高等学校の募集定員総数について報告があり、それを踏まえた上で各学校において設定をしております。公私協の報告における募集定員は県内生徒のみの人数であることに鑑み、減額調整措置は継続した上で、募集定員超過人数を算定する際に用いる在籍生徒数は県外の生徒を除く数とすることといたします。具体的には、別紙１の新旧対照表のとおりでございます。また、仮に学校のキャパシティを超過して県外の生徒を大量に入学させた場合におきましても、専任教員１名当たりの生徒数が多い場合や、１学級４５人以上で授業が実施されている場合の減額調整はございますため、教育の質を担保するための措置は残されていると考えております。

2点目でございます。部活動の推進についてです。大会等で一定の実績等を残した個人または団体があった場合に、その人数に応じ、補助金の優先的配分を行っております。加算対象となる大会成績は、別紙2の表にあるとおり、これまでと同様「県大会3位」、すなわち地区大会出場相当以上からといたします。現状、この全国大会及び地区大会の参加選手の選考の際に、ランク順位を優先する大会は加算対象が除外される一方で、都道府県枠を優先する大会は加算対象となっております。全国大会及び地区大会は、これまでと同様に予選を経ていることを必要といたしますが、参加標準記録が設定されている大会や過去の成績に基づき選考される大会についても、出場のために必要とされる条件をクリアしているという点で予選を経ているとみなすことができることから、累積ポイントや公式記録が参加資格として付されている場合、都道府県枠を優先する大会のみならず、ランク順位を優先する大会も対象とすることといたします。また、補助対象となる大会か否かの詳細な条件につきましては、当該の内規に記載されているのみで各学校には周知されていないことから、別紙2の採択基準を学校側へ周知することといたします。

3点目でございます。資格取得に関する支援についてです。進路指導（職業指導）を実施するため、資格取得や技能審査の受験を奨励した場合、合格者に応じて補助金の優先的配分を行っております。学校側へ示す職業資格や技能審査の例示に含まれないものの取り扱いが不明確だった部分があるため、今後は、県が各学校側へ例示した資格のみを加算対象とし、それ以外の資格については原則対象としないことといたします。ただし、将来の職業や就職と密接に関連すると思われる資格については、検討の上、例示の追加を行う対応といたします。また、採択対象とするレベルですが、3級資格の取得については採択対象としないこととします。したがって、例示の追加は2級以上が対象となります。別紙3が改正後の例示案となります。

続きまして、3 私立全日制高等学校設置者からの意見でございますが、今回の改正案の作成にあたり、県内で全日制高等学校を所管する私立学校の設置者の皆様に意見を照会させていただいたところ、資格取得に関する支援について例示された資格の対象級を広げてほしい、具体的には、1級に限定される資格について2級まで広げていただきたいという意見をいただきました。現在の改正案における対象級は、昨年度の配分基準及び補助資料に記載されたものと変わりはありませんが、改めて対象級の範囲について精査した上で基準を改正してまいりたいと考えております。

最後に、4 適用時期ですが、令和8年度の補助金から適用する予定でございます。

○議長（内川会長）

はい、ありがとうございます。

それでは、これについて特にご意見等がなければ、以上としたいと思います。

私立学校の開校後の状況

○議長（内川会長）

それでは、次の会議事項（２）その他のウ「私立学校の開校後の状況」について、事務局からのご説明をお願いいたします。

○事務局（内山県民の学び支援課長）

私立学校の開校後の状況については、複数校ございますので、一括してご報告させていただきたいと思っております。

さやか星小学校

○事務局（内山県民の学び支援課長）

報告事項３「さやか星小学校の開校後の状況について」でございます。こちらは令和６年４月に設置をされた小学校になりますので、現在開校２年目でございます。

１ 児童数の状況については、表に記載のとおりでございます。２年目について、保護者向けの教育講演会、学校説明会を年４回開催するとともに、学校公開日を２度設け、認知度の向上に努めているとのことでございます。来年度の入学予定者数は想定より少ない状況とのことですが、先に述べました学校説明会等には、再来年度の入学を考えている保護者の参加も多かったことから、引き続き積極的に児童募集活動を展開していく予定となっております。

２ 教職員の状況についてです。専任教員は１人の減となっておりますが、県教育委員会からの教員の出向がございまして、充足をしているとのこと。特別支援教育や行動分析学など、多様な専門性を持つ教員が専門分野を生かした協働体制による教育が行われており、来年度に向けては新たに教職員を補充し、より充実した指導体制となる見込みでございます。また、今後は、教員育成のために、教員が必要に応じて学ぶことができるよう、オンデマンドの研修コンテンツの充実を進めているとのことでございます。

３ 教育の特徴等でございますが、開校２年目を迎え、行動分析学に基づくインクルーシブ教育と ICT を活用した個別最適化学習の実践がさらに充実したものになるよう改善を進めているとのことでございます。今年度からは、学年を超えて個別最適な学びを実現するために、全学年が同じ場所で個々に合わせた課題に取り組めるユニコレという方式を導入し、子ども１人１人の到達度に応じた柔軟な学習展開を目指して取り組んでおります。また、状況の説明が苦手な児童でも、困ったことや悩んでいることをタブレットで簡単に報告できる安心安全アンケートを導入し、児童の安心感の向上に寄与しているということもございます。さらに、EPSON 社と教材作成及び学習支援システムの共同開発研究を行っておりまして、個別課題の自動生成機能や、生成された課題の正誤判定と自動採点機能などが主な内

容となっております。校内での教育活動に大きく役立っているということだけではなく、今後、学会や研修会等で成果報告が行える段階に入りつつあるということでございます。今後は、行動分析学と ICT 活用を核とした個別最適な学習をさらに進化させ、児童の自ら学ぶ力を育む教育を推進していくとともに、職員研修の体系化ですとか適切な施設改修の実行、地域連携型の教育プログラムの展開などを通して、発展を続ける学校運営を目指すとのことでございます。

4 収支決算でございますが、●●●ということでございます。

サミットアカデミーエレメンタリースクール長野

○事務局（内山県民の学び支援課長）

報告事項4「サミットアカデミーエレメンタリースクール長野の開校後の状況について」でございます。こちらの学校についても令和6年4月に設置された小学校ですので、開校2年目でございます。

1 児童数の状況については表に記載のとおりで、入学試験を7月、11月、1月の年3回実施し、令和8年度の生徒の入学試験においては、7月実施分の終了時点で、すでに令和7年度の入学者数を上回る入学予定者を確保しており、最終的には令和6年度の入学者数を超える見込みでございます。

2 教職員の状況でございますが、教職員の確保については、外国人教諭を外国からの派遣ではなく直接雇用としたことにより計画時より多く充足しており、1学年2クラス増となる来年度に向けても、日本人、外国人教諭ともに新規採用により確保できる見通しが立っているということでございます。ただし、その後3年間も教員の増員が不可欠であるため、継続的な人材確保が今後の課題として挙げられております。指導体制としましては、英語による授業の際に英語理解が不十分なことが教科内容の理解を妨げることがないように、日本人教諭が補助的に教室に入り、必要に応じて児童を支援しているということでございます。

3 教育の特徴等でございますが、算数、生活、体育、図画工作などの教科において、ネイティブの外国人教諭が英語で授業を行っており、ホームルーム担任には日本人教諭と外国人教諭の両名を配置し、教科指導以外の時間を含めた英語による活動が全体の約6割を占めているということでございます。また、毎朝実施している英語モジュールと呼ばれる英語活動の時間では、児童が体を動かしながら活動しておりまして、1日を前向きに過ごす意欲づくりに寄与しているということでございます。一方で、国語や道徳、音楽などは日本語で実施し、世界のどこでも通用するスキルやマインドと、日本の文化や言語を通して生まれる資質の双方を養うことを目指しているということでございます。今後は、子どもたちの興味や関心を学びへとつなげ、探究心を培う授業づくりを一層推進していくということでございます。

4 収支決算でございますが、●●●ということでございます。

サミットアカデミーエレメンタリースクール佐久

○事務局（内山県民の学び支援課長）

報告事項5「サミットアカデミーエレメンタリースクール佐久の開校後の状況について」
ご説明します。こちら令和6年4月に設置された小学校ですので、開校2年目です。

1 児童数の状況については、表に記載のとおりでございます。開校以来2年連続で定員を上回る受験者数を確保し、入学者数も定員を充足しています。この背景には、学校説明会や近隣の幼稚園、保育園との交流学习を行ってきたことに加え、佐久地区及び軽井沢地区の教育移住者の増加がありまして、来年度に向けての入学試験においても、受験者の数は定員の1.9倍に達しております。今後も定員以上の受験者数を確保できるよう、地域に根差した広報活動を行っていくとでございます。

2 教職員の状況でございますが、これまでの2年間は、外国人教諭の入れ替わりはあったものの、速やかな人材確保を行うことができていたことで教職員は充足しており、今後も、特に外国人教諭の雇用が流動的であるため、常に採用活動を継続していくことが課題であるとのこと。また、教員指導を充実させるため、日本人教諭と外国人教諭がそれぞれ補完的に授業を行うとともに、近隣の公立学校の校長先生や大学教員等の有識者を招いての研修活動を積極的に行っているということでございます。

3 教育の特徴等でございますが、こちら、算数、生活、体育、図画工作などの教科においてネイティブの外国人教諭が英語で授業を行っており、ホームルーム担任には日本人教諭と外国人教諭の両名を配置しまして、教科指導以外の時間を含めた英語による活動が全体の約6割を占めております。一方で、国語や道徳、音楽などは日本語で実施し、世界にどこでも通用するスキルやマインドと、日本の文化や言語を通じて育まれる資質の双方を養うことを目指しているということでございます。校外での学習や体験学習、学校行事には保護者や地域住民の積極的な参加を促し、開かれた学校づくりに努めており、今後は、子どもたちの興味や関心を学びへとつなげ、探究心を培う授業づくりを一層推進していくとともに、教育活動の保護者への発信を強化していくということでございます。

4 収支決算でございますが、●●●でございます。

サミットアカデミーセカンダリースクール長野

○事務局（内山県民の学び支援課長）

報告事項6「サミットアカデミーセカンダリースクール長野の開校後の状況について」
ご報告します。こちら令和6年4月に設置された中等教育学校ですので、開校2年目です。

1 生徒数の状況については表のとおりでございます。当初の計画より入学者が少ない状況ではありますが、入学試験を7月と11月と1月、こちら年3回実施するとともに、

今年度からは、従来の探究型入試、それから4教科型入試（国語・算数・理科・社会）に加え、2教科型入試（国語・算数）を新たに導入しまして、受験生の個性や得意分野を生かせる多様な選択肢を設け、受験機会の拡充と志願者数の増加を図っているというところでございます。また、学校説明会では、授業の体験のほか、在校生によるプレゼンテーションや在校生、保護者へのインタビューなどを取り入れまして、学校の特色を多面的に発信することで志願者層の拡大を期待しているというところでございます。

2 教職員の状況をご覧くださいますと、教職員数については、外国人教諭を外部からの派遣ではなく直接雇用としたことにより計画時より多く充足しておりますが、再来年度から始まる後期課程の開設に向けて教員の確保が今後の課題となっているということです。日本人教員と外国人教員による2名担当制を採用しているほか、クラス担任を含む全教員がローテーションで各クラスの担任業務を分担するチーム担任制を導入しており、これにより、生徒が自らクラス運営や学校運営の主体であることを意識できるようになるとともに、担任教員の負担軽減につながり、より多くの教職員が生徒1人1人に関わることできめ細やかな生徒指導や学習支援を実現できているというところでございます。

3 教育の特徴等でございますが、教育の柱の1つである「英語のシャワー」につきましては、ネイティブの外国人教員が中心となって行う英語の授業のほか、毎朝15分間の英語活動、さらに、週4日7時間目に設定している英語を用いた探究活動の「Summit Stage」の時間などを通して、学校での授業や活動の約3分の1を英語に触れる時間として確保しているというところでございます。もう1つの柱である探究的な学びにつきましては、各教科、各単元において英語や各教科との関連を意識しながら生徒の探究心を刺激する授業づくりに努めており、週に1時間、生徒が自ら学習内容を設定して取り組む自由学習の時間を設けることで、主体的に学ぶ姿勢の育成を図っていくというところでございます。来年度は、今年度末で閉校する現在の長野女子高等学校の校舎へ移転をしまして、前期課程の3学年が揃うため、引き続き生徒たちには学校づくりの一員であるという自覚と誇りを持てるよう指導を行い、子どもたち1人1人の個性と力が輝く学校であることを発信していくというところでございます。

4 収支決算でございますが、●●●でございます。

長野日本大学高等学校（通信制課程）

○事務局（内山県民の学び支援課長）

報告事項7「長野日本大学高等学校（通信制課程）開校後の状況について」ご報告します。こちらの通信制課程は令和5年4月1日に開校しており、今年度で開校3年目となります。

学校の概要は記載のとおりでございます。1 生徒数については、●●●でございます。ただ、問い合わせ件数や説明会の参加人数は前年度比で1.8倍、開校当時と比較して3倍以上に増加しております。そして、定期的な中学校の訪問ですとか、不登校生徒合同説明会へ

の参加、外部サイトからの広報の効果が出始めており、入学者数に関しましては3年連続で対前年度比●●●増加しております。今後は当初の計画に近い数での生徒確保を見込んでいくということでございます。

次に、2 教職員数ですが、通信制の専任教諭は5名、兼任教諭が8名及び兼任講師2名であり、開講科目を増加し、よりきめ細やかな教育支援を実施するために、講師を減らし、兼任教員を増加したとのこと。また、心身にかかるサポートができる専門性の高い教諭を専任教諭に配置したため、当初計画よりも専任教諭の人数が少なくなっております。

3 教育の特徴等ですが、開校当初よりも学校認定科目の単位数を増加し、日本大学をはじめとした大学への興味関心や就労等への支援に関する福祉事業者の講話の機会を創出するなど、様々な背景を持ち、多様な進路を願う生徒に対し手厚く選択肢を示せるような工夫を行っております。さらに、全日制が文部科学省のデジタル人材育成施策（DXハイスクール）を実践しているため、情報通信系の設備が充実しました。また、現在通信制で情報Ⅱを受講する生徒の数が非常に少ないものの、AIをはじめとした最先端の科学に興味がある生徒も増えてきているため、今後はより情報機器や実習施設の拡充を図りたいということでございます。また、通信制の教員の体制は教員免許状取得者のみで構成されておまして、面接指導時間外にも幅広く生徒指導や特別講座等の対応を行いました。一方、生徒数の増加に伴い、生徒1人当たりの対応時間が少なくなっている点が課題と感じられているということで、今後は担当者だけで抱えずにチームで生徒を見守る組織づくりを強化していきたいということでございます。

最後に、4 収支決算の状況ですが、●●●でございます。

松商学園高等学校（通信制課程）

○事務局（内山県民の学び支援課長）

続きまして、報告事項7「松商学園高等学校（通信制課程）開校後の状況について」でございます。こちらの通信制課程は開校1年目になります。

学校の概要はご覧のとおりです。1 生徒数は、●●●しております。今後も、説明会の実施や市の教育支援センターとの情報交換により学校の教育環境への理解を深めるほか、卒業生徒の進学状況等の実績の積み上げによりまして志願者数が増加することを見込んでいくということでございます。

次に、2 教職員数ですが、保健体育の授業で種目に応じて少人数教育ができるよう計画時から講師を5名増加しております。配置している教職員は、全日制から異動した専任教員や兼務教員を充てており、知見それから経験が十分な教員が指導にあたっております。今後は、生徒数の増加とともに専任教員を増員する予定でございますが、通信制での勤務条件を前提とした求人への応募者がどれほど潜在しているかが不明確ということでございますので、近年特に質の確保が求められている通信制において、多様な生徒対応ができる教員の確

保には一層の工夫が必要というように考えているところでございます。

続きまして、3 教育の特徴等でございますが、教育課程については、特色として、学校設定科目である商業教育、スポーツ指導、文章指導を軸に、キャリア講座を開放して指導を展開しております。それから、同じ法人になりますけれども、松本大学、松商短期大学との連携のもと、大学とのゼミ体験、大学生による地域学習など、大学連携型として設置したこの学校ならではの特別活動を実施しており、これらの経験は、生徒の学習・進学に対する意欲の向上等に寄与しているところでございます。生徒の現状から、数学の基本的な学びの必要性と、必修科目である「公共」の学びをさらに深める機会の充実を目的に、次年度からは学校設定科目の数学入門と倫理の開講を予定しております。

卒業後の進路状況については、今後、卒業年度にあたる生徒を●●●名受け入れておりますけれども、全員が進学志望をしている状況でございます。また、教員やキャリアカウンセラーが主に個別指導を中心に進学指導を行っております。また、在学生の多くは中学校時代に不登校を経験したことがある中で、ほぼ全ての生徒が定期的なスクーリングに参加できているということでございます。定期的なスクーリングに参加が難しい生徒につきましては、集中的な登校や個別指導を行い、規定のスクーリングへの参加を促しています。また、分校である新村キャンパスには、不登校経験の生徒でも気軽に通学できており、心理的安全性が高い環境であることを実感しているため、今後同キャンパスで利用可能な教育施設の拡充を検討しております。

今後の展望といたしましては、通信制教育の質が疑問視されているところもある中で、指導要領をはじめ学校関係法令を遵守し、前例踏襲ではなく真に生徒や保護者のニーズに応える通信制課程の実現に努めていくということでございます。また、不登校児童生徒が毎年過去最多を更新するこの時代にこそ、生徒の幸せの追求、個別最適な教育の提供を目的に、公立や他の中学にもできない、この学校の強みを生かした大学連携型狭域通信制を確立し、地域における学びの共創拠点としてのスクール・ミッションを果たすとともに、全国でもトップクラスの情報公表を目指してIR 活動を実践していくということでございます。

最後に、4 収支決算の状況でございますが、●●●でございます。

ステップ高等学校

○事務局（内山県民の学び支援課長）

報告事項9「ステップ高等学校の開校後の状況について」ご報告をさせていただきます。こちらの学校は開校4年目になりますけれども、学校それから法人の運営状況について課題のある学校となりますので、引き続き、現在の学校の状況について、ここでご報告をさせていただきます。

学校の内容はご覧のとおりですが、1 生徒数につきましては、学則の定員240人に対し、本年5月1日現在では0人と、在籍生徒がいない状況となっております。休校届は提出され

ておりませんが、実質的に休校状態となっております。

2 教職員数ですが、令和6年度において法人で採用活動を続けたところ、学則に定められた教職員数については配置不足の解消がされているという報告をいただいております。実際、個々人と雇用契約を締結している状況は確認しております。しかしながら、実態は、学校、法人ともに運営を行える状況ではなく、実質内定状態として多くの教職員が依然勤務を行っていない状況となっております。

3 収支決算でございますが、●●●でございます。

4 設置者についてでございますが、当該校の設置者は学校法人信州長野学園でありまして、令和7年4月より施行されている私立学校法の改正に伴い、新たに理事や評議員を選任する必要がありますが、現時点において理事会、評議員会が適切に行われていることは確認できておらず、県に対して届出もなされていないことから、改正私立学校法に対応した選任が行われていない状況となっております。

最後に、今後の方針でございますが、令和6年度までにおいては、不足する教員や法人役員の充足に向けた取組など、適正な学校運営に向けて改善をしていこうという傾向も見られたところでしたが、今年度は学校、法人ともに自主的な運営改善が見られず、県が求める改善報告にも速やかに応じていただけない動きが見られましたことから、県としてはこの現状を重く受け止め、今後は措置命令を視野に含めた私立学校法に基づく法人への報告徴取や学校への立ち入り検査といった法定検査を行うことで適正な運営改善に向けた対応を検討してまいりたいと考えてございます。

信州クラーク高等学院

○事務局（内山県民の学び支援課長）

報告事項 10「高等専修学校 信州クラーク高等学院の開校後の状況」についてでございます。こちらは今年の4月に設置をされた専修学校ですので、開校1年目であります。

1 生徒数の状況でございますが、表に記載のとおりで、1年目については令和7年1月からの生徒募集となりましたため、入学定員●●●人に対しまして生徒を●●●名でのスタートとなりました。学校オリジナルのチラシやパンフレットを作成して中学校に配布することや、教育事務所の進学相談会に参加する等の認知度を高める取り組みを行っているということでございます。また、ホームページやInstagramの作成と随時更新にも努めておられまして、今後は充足状況を改善できていくものと見込んでいるということでございます。

2 教職員の状況については、ご覧のとおりですが、担当者に変更が生じたため、計画とは教員数等が異なりますが、各教科に教員免許を取得している教員を確保できているということでございます。

3 教育の特徴等でございますが、総合学習コース、ITプログラミングコース、福祉コ

ースの3コースを備えまして、専門科目の授業も実施しており、申請時からの変更点や今後の改善点等は特にないということでございます。

収支決算でございますが、開校初年度のため、方針や改善策はこれからの検討事項となるということでございます。

白馬インターナショナルスクール

○事務局（内山県民の学び支援課長）

報告事項11「白馬インターナショナルスクールの開校後の状況について」でございます。令和6年4月開校でありますため、現在2年目となっております。

1 生徒数の状況についてはご覧のとおりでございます。また、開校2年目となり、学校の知名度が徐々に上がってきており、以前より学校のホームページを通じての問い合わせや入学の応募が増えてきている状況でございます。再来年度以降にさらに生徒数を増加するためには、寮の施設の拡充が必要となるということでございます。

2 教職員の状況についてですが、教職員の確保が順調に進んでおり、白馬という土地の魅力もありまして、本校の特徴的な教育理念に共感して志望する方が多いため、良い人材を選考し採用することができていることでございます。一方で、報酬を日本円で支払うため、このまま長期的に円安が続くと世界中で活躍できる教職員にとって経済的な魅力が損なわれてしまうという懸念や、白馬村の地価の高騰ですとか、移住の希望者の増加により賃料の高騰、賃貸物件の不足が常態化しておりまして、教職員住宅の確保が困難であるという課題がございます。

3 教育の特徴等になりますけれども、4つの柱からなっております。1つ目はプロジェクト型学習でありまして、その内容は、実社会につながる課題の探究を通じて知識やスキルを身につける教科横断型の学習方法でございます。2つ目は、ソーシャルエモーショナルラーニング、社会性と情動の学びということでございますが、人との関わり方や感情のマネジメントなど、非認知能力を身につけるための学びでございます。3つ目は、アウトドア教育で、大自然の中に出て自然との絆を育む中で自然の尊さを学び、生態系の理解を通じてシステム思考を学ぶ教育でございます。4つ目は、サステナビリティでございます。持続可能な未来を作るため、自分が果たす役割を考え、実行に移す学びでございます。今後は、よりサステナブルな運営を心掛けまして、コンポストの運営、校舎や寮のさらなる断熱改修、ペレットストーブの追加導入と、環境に配慮した取り組みを推進していく予定ということでございます。

最後に、収支決算でございますが、●●●でございます。

私立学校の開校後の状況について報告は以上でございます。

○議長（内川会長）

特にご質問等なければ、（２）その他のウ「私立学校の開校後の状況」については以上といたします。

最後に、その他ですが、委員の皆様から何かございましたらご発言をお願いいたします。

それでは、特にご発言がなければ、本日予定されていた会議事項全て終了いたしましたので、事務局にマイクをお返しいたします。ご協力ありがとうございました。

○事務局（上條私学・高等教育振興幹兼課長補佐）

内川会長、ありがとうございました。

次回の審議会ですが、来年８月以降の開催を予定しております。会議の開催方法は、今回と同じく対面での会議を予定しております。詳細につきましては、改めてご案内をさせていただきます。

それでは、以上を持ちまして第 219 回長野県私立学校審議会を閉会といたします。皆様、ありがとうございました。